

【照会先】
 老健局高齢者支援課
 課長 齋藤 良太
 課長補佐 畑 憲一郎(3966)
 (代表番号) 03(5253)1111
 (直通番号) 03(3595)2888

平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

厚生労働省では、このたび、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく、平成30年度の対応状況等に関する調査結果を取りまとめましたので、公表します。
 この調査は、平成19年度から毎年度行われているもので、平成18年4月に施行された、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)に基づき、全国の市町村や都道府県で行われた、高齢者に対する虐待への対応状況をまとめたものです。

【調査結果(全体像)】

	養介護施設従事者等(※1)によるもの		養護者(※2)によるもの	
	虐待判断件数(※3)	相談・通報件数(※4)	虐待判断件数(※3)	相談・通報件数(※4)
30年度	621件	2,187件	17,249件	32,231件
29年度	510件	1,898件	17,078件	30,040件
増減 (増減率)	111件 (21.8%)	289件 (15.2%)	171件 (1.0%)	2,191件 (7.3%)

※1 介護老人福祉施設など養介護施設または居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

※3 調査対象年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)に市町村等が虐待と判断した件数(施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例と、都道府県が直接受理し判断した事例を含む。)

※4 調査対象年度(同上)に市町村が相談・通報を受理した件数

※5 厚生労働省 ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>高齢者虐待防止

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/boushi/index.html

(資料1)平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

(資料2)平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果(添付資料)

平成 30 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果

【調査目的】

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき、平成 30 年度の高齢者虐待の対応状況等を把握するため、調査を実施した。

【調査対象】

全国 1,741 市町村（特別区を含む。）及び 47 都道府県。

【平成 30 年度調査方法】

平成 30 年度中に新たに相談・通報があった事例や平成 29 年度以前に相談・通報があったもののうち、平成 30 年度中に事実確認や対応を行った事例、市町村や都道府県における高齢者虐待対応に関する体制整備の実施状況等について Excel ファイルの調査票を上記自治体へ配布し、回答を得たもの。

【留意事項】

割合（％）は四捨五入しているため、内訳の合計が 100％に合わない場合がある。

【調査結果概要】

1. 高齢者虐待判断件数等

（【 】内は添付資料：調査結果のページ番号）

高齢者虐待と認められた件数は、養介護施設従事者等（※1）によるものが平成 30 年度で 621 件であり、前年度より 111 件（21.8％）増加したのに対し、養護者（※2）によるものは 17,249 件であり、前年度より 171 件（1.0％）増加した。また、市町村への相談・通報件数は、養介護施設従事者によるものが 2,187 件であり、前年度より 289 件（15.2％）増加したのに対し、養護者によるものは 32,231 件であり、前年度より 2,191 件（7.3％）増加した。表 1、図 1～2 【2～6P、12～14P】

表1 高齢者虐待の虐待判断件数、相談・通報件数（平成29年度対比）

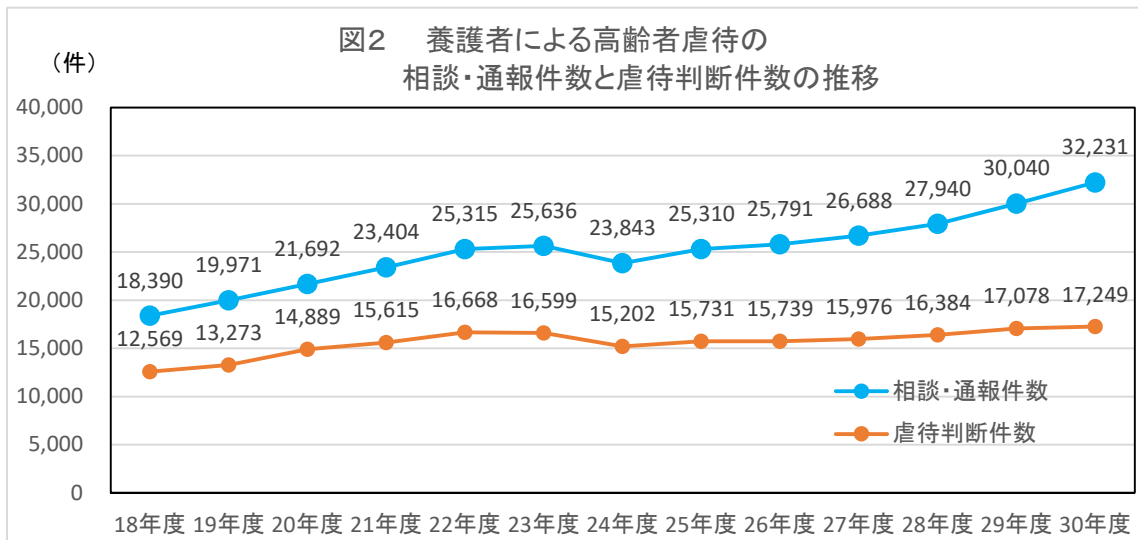
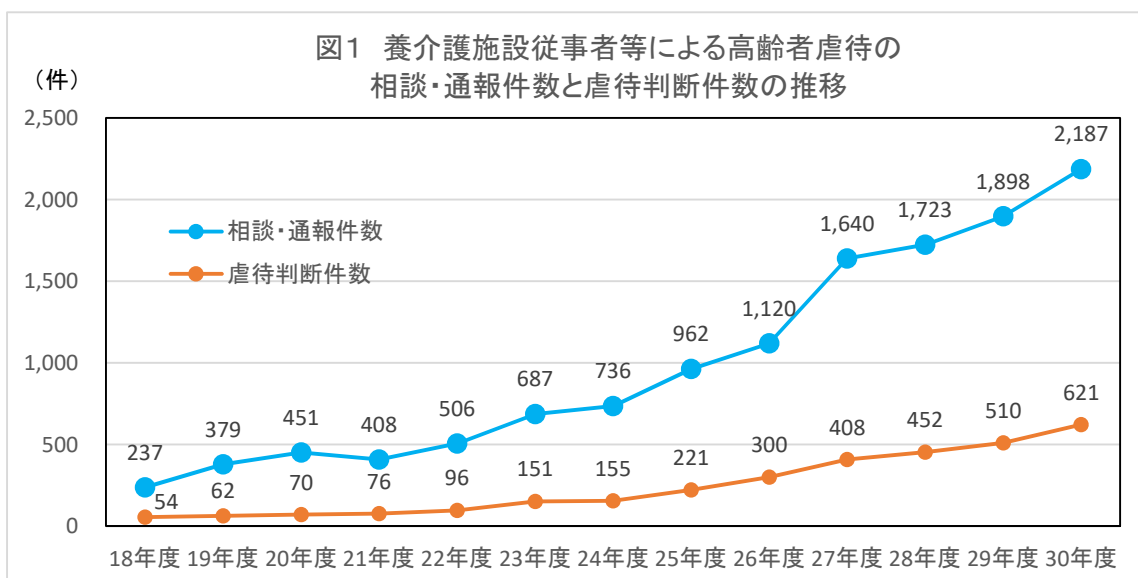
	養介護施設従事者等（※1）によるもの		養護者（※2）によるもの	
	虐待判断件数（※3）	相談・通報件数（※4）	虐待判断件数（※3）	相談・通報件数（※4）
30年度	621件	2,187件	17,249件	32,231件
29年度	510件	1,898件	17,078件	30,040件
増減 (増減率)	111件 (21.8%)	289件 (15.2%)	171件 (1.0%)	2,191件 (7.3%)

※1 介護老人福祉施設など養介護施設又は居宅サービス事業など養介護事業の業務に従事する者

※2 高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等

※3 調査対象年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日）に市町村等が虐待と判断した件数（施設従事者等による虐待においては、都道府県と市町村が共同で調査・判断した事例及び都道府県が直接受理し判断した事例を含む。）

※4 調査対象年度（同上）に市町村が相談・通報を受理した件数



2. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(1) 相談・通報者

相談・通報者 2,506 人のうち、「当該施設職員」が 541 人 (21.6%) で最も多く、次いで「家族・親族」が 493 人 (19.7%) であった。(複数回答)【2～3P】

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数 2,187 件と一致しない。

(2) 事実確認の状況

相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は 6 日であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は 35 日であった。【3P】

(3) 虐待の発生要因

「教育・知識・介護技術等に関する問題」が 358 件 (58.0%) で最も多く、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」152 件 (24.6%)、「倫理観や理念の欠如」「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」がそれぞれ 66 件 (10.7%) であった。(複数回答)【4P】

(4) 過去の指導等

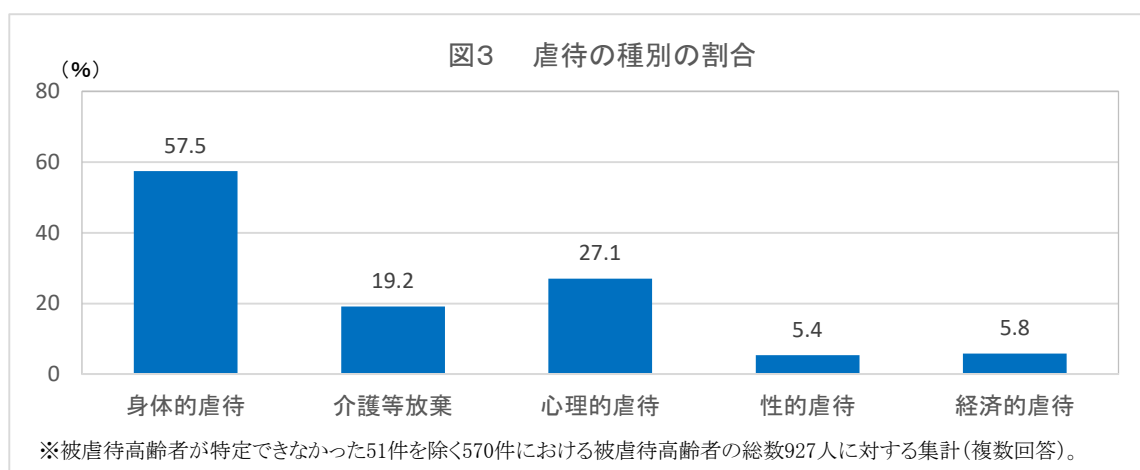
虐待の事実が認められた 621 件の施設・事業所のうち、200 件 (32.2%) が過去何らかの指導等 (虐待以外の事案に関する指導等を含む) を受けており、過去にも虐待事例が発生していたケースが 20 件あった。【4P】

(5) 虐待の事実が認められた施設・事業所の種別

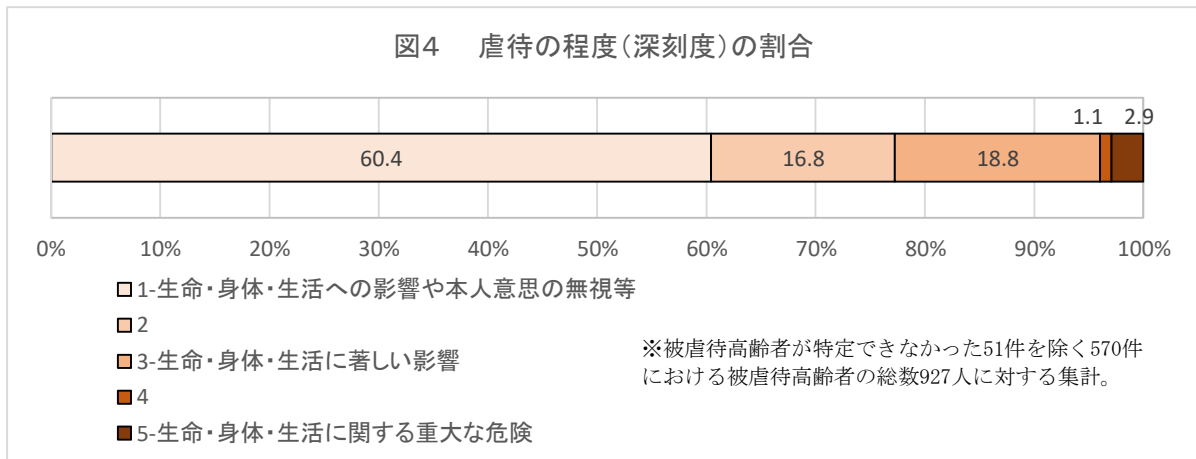
「特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)」が 217 件 (34.9%) で最も多く、次いで「有料老人ホーム」が 143 件 (23.0%)、「認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)」が 88 件 (14.2%)、「介護老人保健施設」が 50 件 (8.1%) であった。【6P】

(6) 虐待の内容

○ 養介護施設従事者等による虐待において特定された被虐待高齢者 927 人のうち、虐待の種別では「身体的虐待」が 533 人 (57.5%) で最も多く、次いで「心理的虐待」251 人 (27.1%)、「介護等放棄」178 人 (19.2%) であった。(複数回答) 図3【7P】



- 被虐待高齢者 927 人のうち、「身体拘束あり」は 203 人 (21.9%) であった。【7P】
- 虐待の程度 (深刻度) では、5 段階評価で最も軽い「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が 560 人 (60.4%) である一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は 27 人 (2.9%) であった。【図 4】【8P】
- 養介護施設従事者等による虐待における死亡事例は 1 件であった。

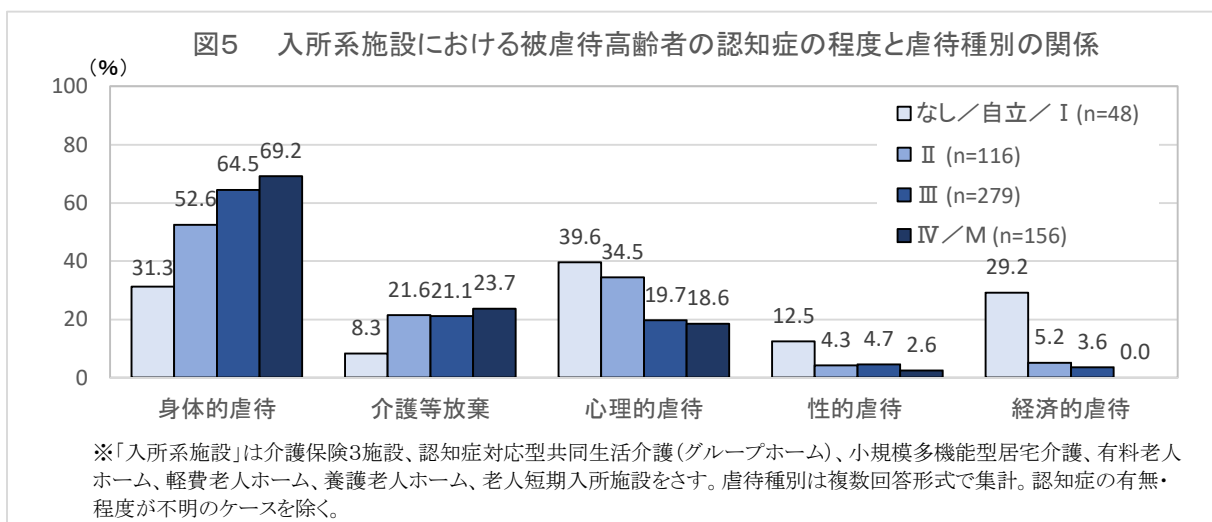


(7) 被虐待高齢者の状況

- 被虐待高齢者 927 人のうち、「女性」が 688 人 (74.2%) を占め、年齢は「85～89 歳」が 230 人 (24.8%)、「90～94 歳」が 197 人 (21.3%) であった。また、要介護度 3 以上の者が 725 人 (78.2%)、被虐待高齢者の認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者が 746 人 (80.5%)、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度 (寝たきり度) A 以上の者が 593 人 (64.0%) であった。【8～9P】

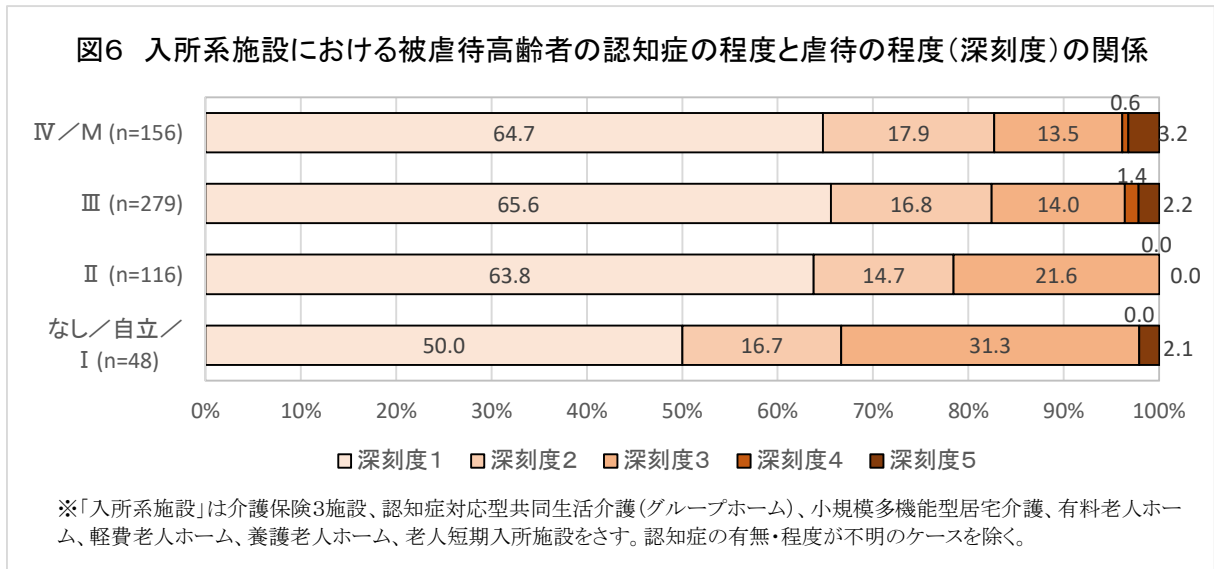
(認知症との関係)

- 入所系施設における被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待種別」の関係をみると、被虐待高齢者の認知症日常生活自立度Ⅳ/Mの場合、身体的虐待を受ける割合が特に高い。【図 5】【26P】



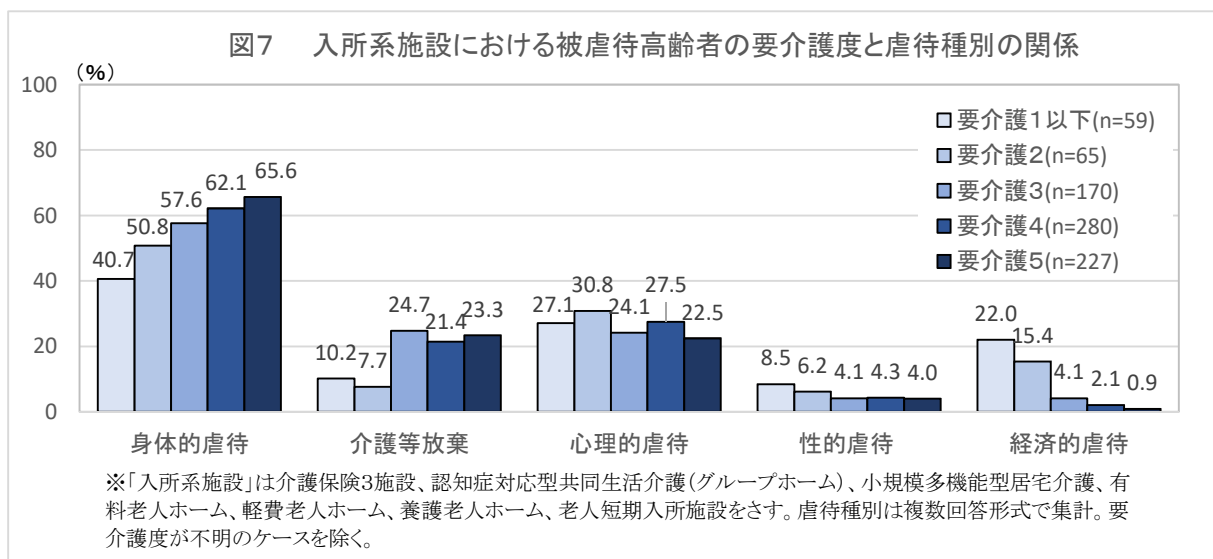
- 入所系施設における被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待の程度（深刻度）」の関係をみると、認知症の程度がⅢ以上では、「深刻度4・5」が一定割合を占めている。

図6



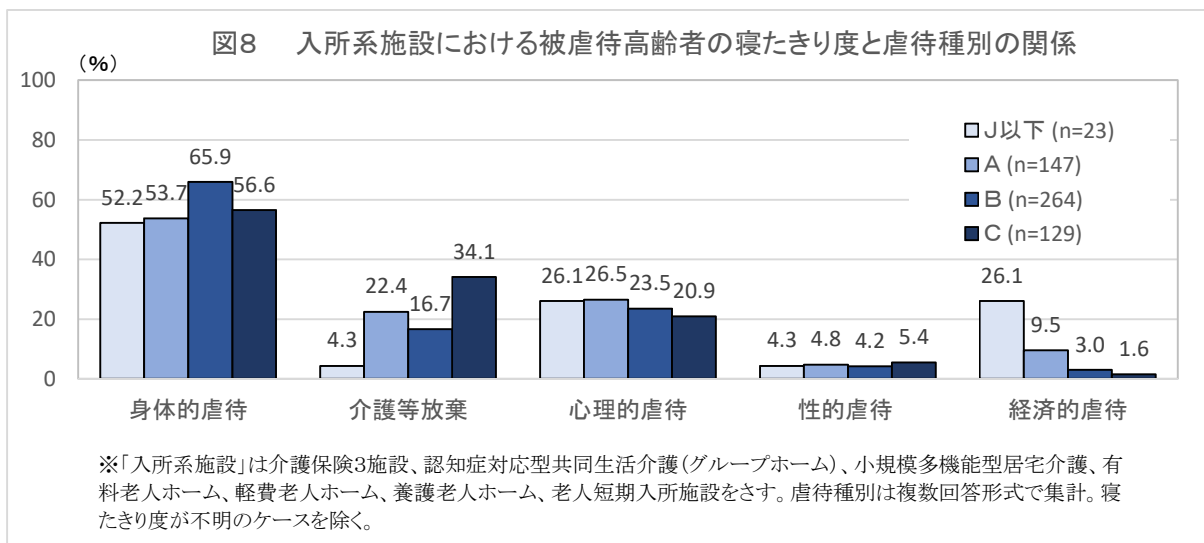
(要介護度との関係)

- 入所系施設における被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待種別」の関係をみると、要介護度が重度になるほど「身体的虐待」の割合が高い傾向がみられた。図7【26P】



(寝たきり度との関係)

- 入所系施設における被虐待高齢者の「寝たきり度」と「虐待種別」の関係をみると、「寝たきり度C」において「介護等放棄」の割合が高い傾向がみられた。図8【27P】

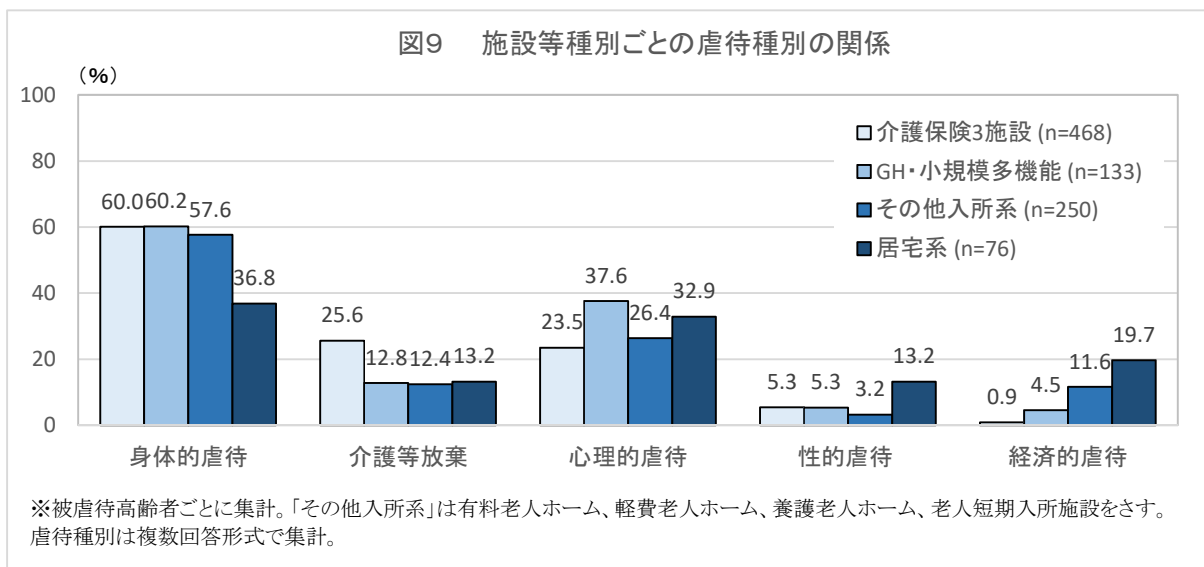


(施設種別との関係)

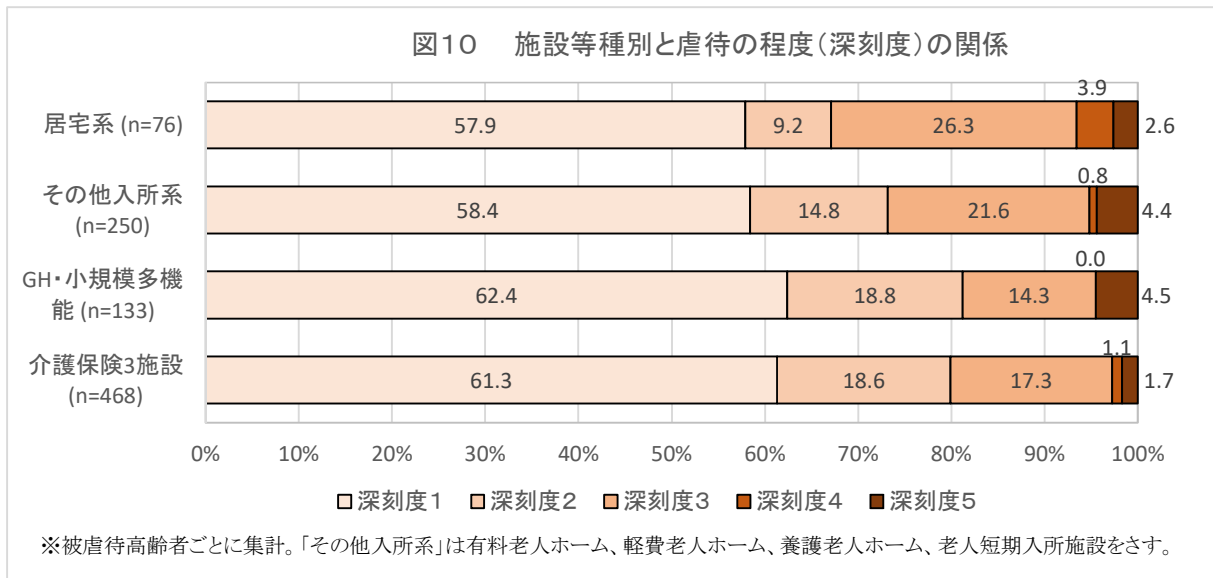
- 「介護保険3施設」では、他の施設種別に比べて「介護等放棄」が含まれる割合が高くなっていた。
- 「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)・小規模多機能型居宅介護」では、他の施設種別に比べて「心理的虐待」が含まれる割合が高い。
- 「居宅系」では、他の施設種別に比べて「経済的虐待」が含まれる割合が高い。

図9 【27P】

- 身体的虐待に該当する身体拘束は、「有料老人ホーム」(特に住宅型有料老人ホーム)での割合が高い。【28P】

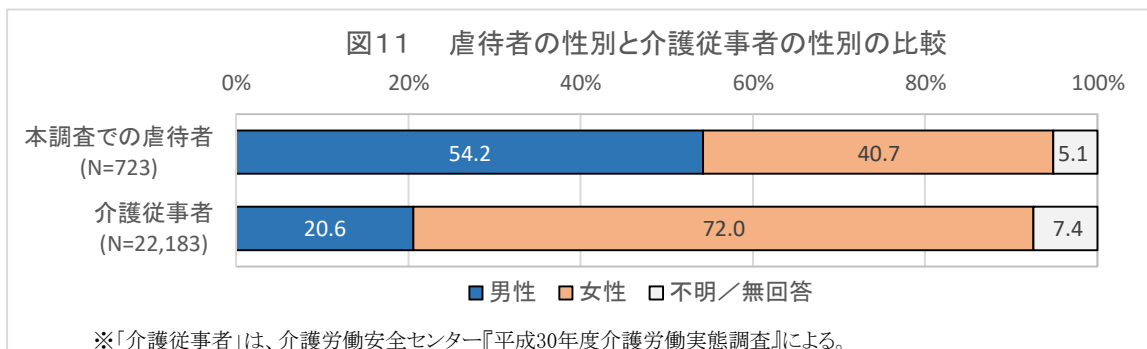


- 「施設種別」と「虐待の程度（深刻度）」の関係をみると、「介護保険3施設」に比べ「その他入所系」において「深刻度3以上」の割合が高い傾向がみられた。【図10】

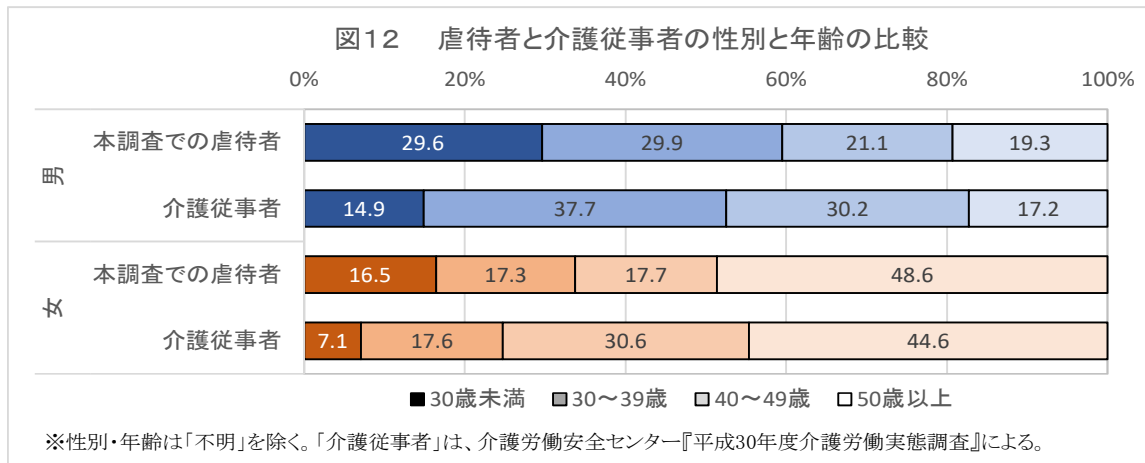


(8) 虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況

- 養介護施設従事者等による虐待において特定された虐待者 723 人のうち、「30～39歳」が 142 人 (19.6%)、「30歳未満」が 139 人 (19.2%)、「40～49歳」が 115 人 (15.9%)、「50～59歳」が 101 人 (14.0%)、職種は「介護職」が 608 人 (84.1%) であった。【9～10P】
- 虐待者の性別は、「男性」が 392 人 (54.2%)、「女性」が 294 人 (40.7%) であった。虐待者の男女比については、介護従事者全体（介護労働実態調査）に占める男性の割合が 20.6%であるのに比して、虐待者に占める男性の割合が 54.2%であることを踏まえると、虐待者は相対的に男性の割合が高い。【図11】【28P】



- 虐待者の男女別年齢と介護従事者を比較すると、男性・女性ともに「30歳未満」の虐待者の割合が介護従事者全体よりも高い傾向がみられる。【図12】【29P】



(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

市町村等において、施設等への指導、改善計画の提出のほか、法の規定に基づく改善命令、指定の効力停止等の対応が取られていた。【10～11P】

3. 養護者による高齢者虐待

(1) 相談・通報者

相談・通報者 34,867 人のうち「介護支援専門員」が 9,911 人 (28.4%) で最も多く、次いで「警察」が 8,625 人 (24.7%)、「家族・親族」が 2,944 人 (8.4%) であった。【12P】

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数 32,231 件と一致しない。

(2) 事実確認の状況

○ 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は 0 日 (即日) であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は 1 日 (翌日) であった。【13P】

○ 相談・通報件数 33,494 件 (平成 29 年度以前に相談・通報があったもののうち、平成 30 年度中に事実確認を行ったものを含む。) について、市町村が事実確認を行った事例 32,018 件 (95.6%) のうち、「訪問調査」が 21,411 件 (63.9%)、「関係者からの情報収集」が 10,464 件 (31.2%)、「立入調査」が 143 件 (0.4%) により実施された。

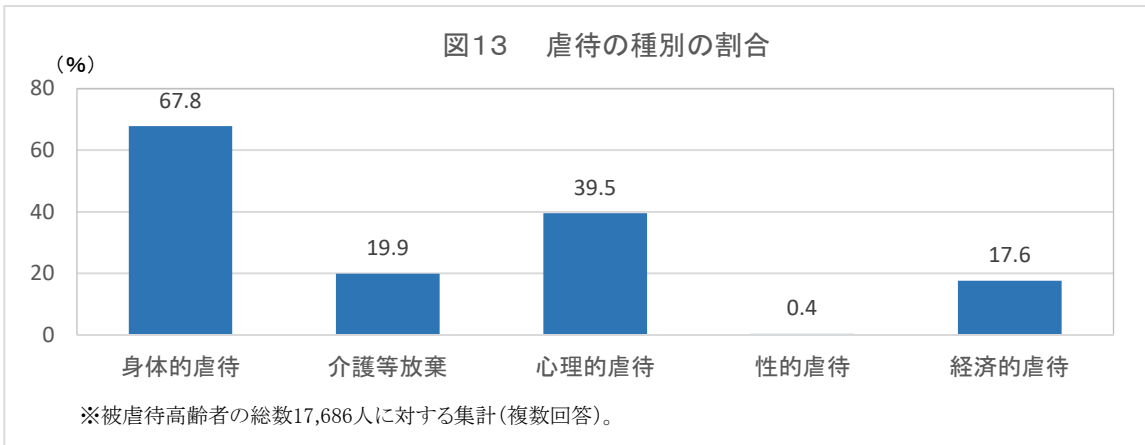
【13P】

(3) 虐待の発生要因

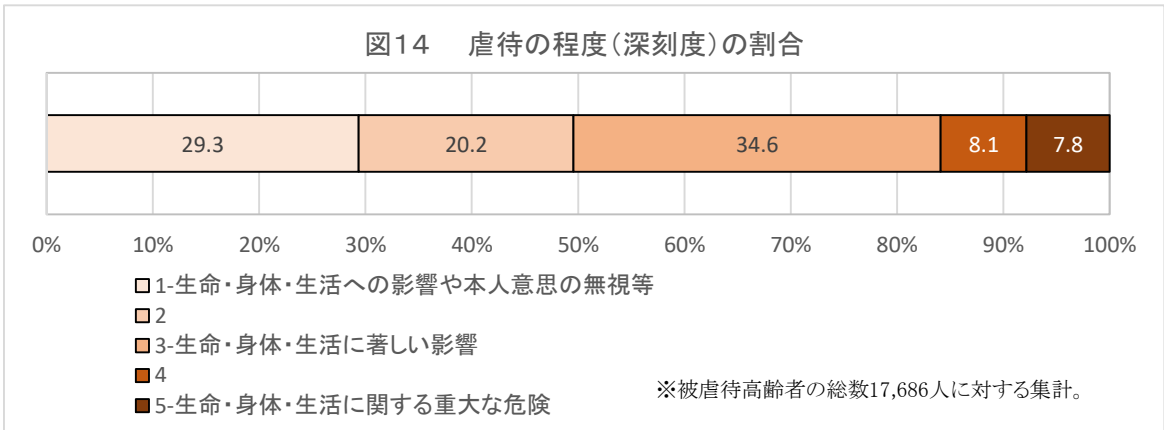
「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」が 2,447 件 (25.4%) で最も多く、次いで「虐待者の障害・疾病」1,757 件 (18.2%) であった。(複数回答) 【14～15P】

(4) 虐待の内容

○ 養護者による虐待において特定された被虐待高齢者 17,686 人のうち、虐待の種別では「身体的虐待」が 11,987 人 (67.8%) で最も多く、次いで「心理的虐待」が 6,992 人 (39.5%)、「介護等放棄」が 3,521 人 (19.9%)、「経済的虐待」が 3,109 人 (17.6%) であった。(複数回答) 図 13 【15P】



○ 虐待の程度(深刻度)の割合は、5段階評価で「3-生命・身体・生活に著しい影響」が6,113人(34.6%)と最も多く、次いで「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が5,190人(29.3%)であった。一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は1,385人(7.8%)であった。**図14**【16P】



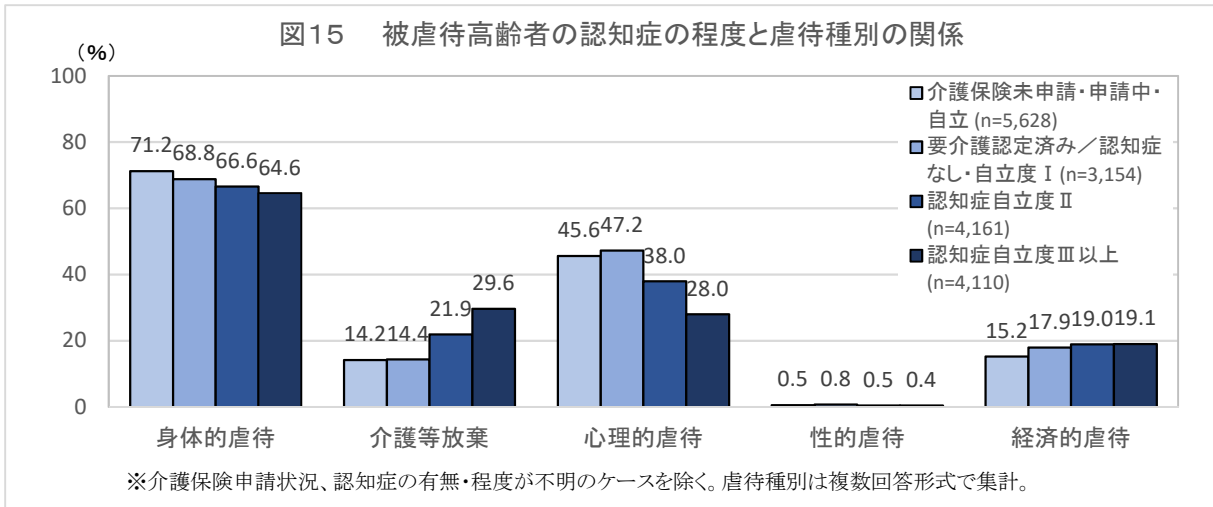
(5) 被虐待高齢者の状況

○ 被虐待高齢者17,686人のうち、「女性」が13,488人(76.3%)を占め、年齢では「80～84歳」が4,307人(24.4%)、「75～79歳」が3,634人(20.5%)であった。要介護認定の状況は、「認定済み」が11,982人(67.7%)であり、要介護別の内訳は「要介護1」が2,925人(24.4%)、「要介護2」が2,608人(21.8%)、「要介護3以上」が4,576人(38.2%)であった。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度Ⅱ以上は8,588人(71.7%)、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)A以上は8,464人(70.6%)であった。【16～17P】

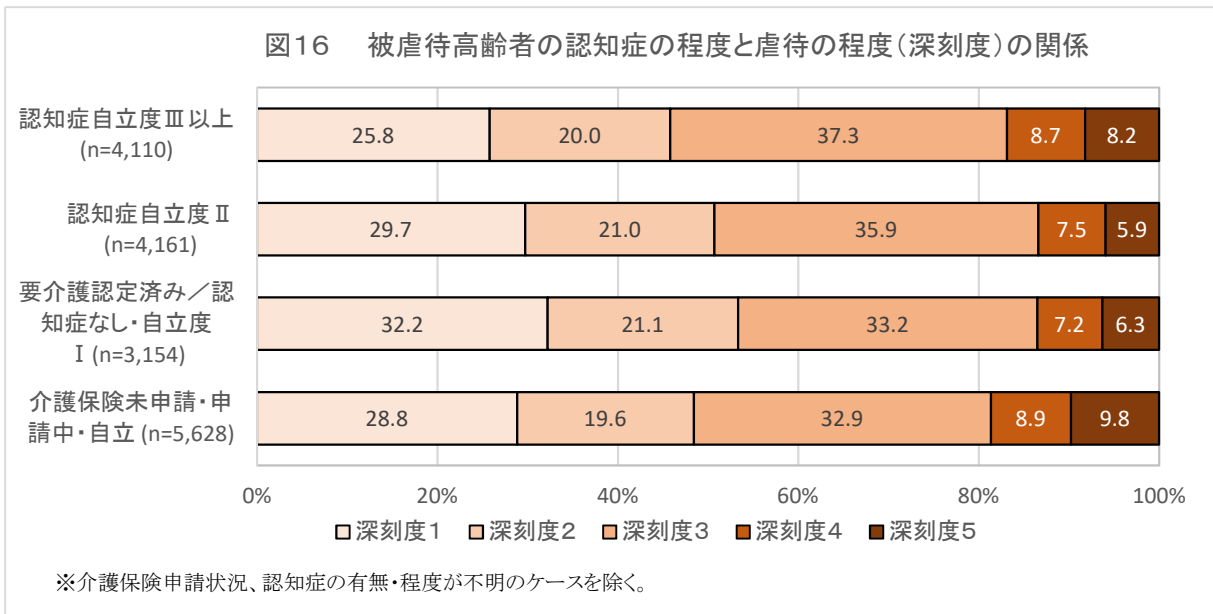
(認知症との関係)

○ 被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待種別」の関係をみると、被虐待高齢者に重度

の認知症がある場合には「介護等放棄」を受ける割合が高い。一方で「身体的虐待」では逆の傾向がみられた。【図 15】

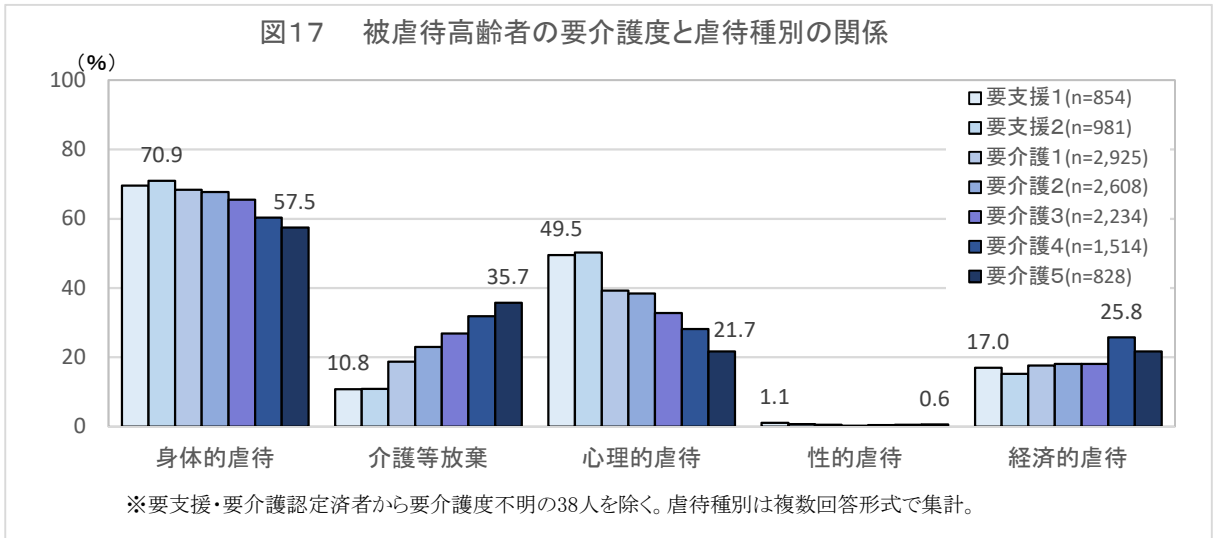


○ 被虐待高齢者の「認知症の程度」と「虐待の程度（深刻度）」の関係をみると、「介護保険未申請・申請中・自立」において「深刻度 4・5」の割合が相対的に高い。【図 16】

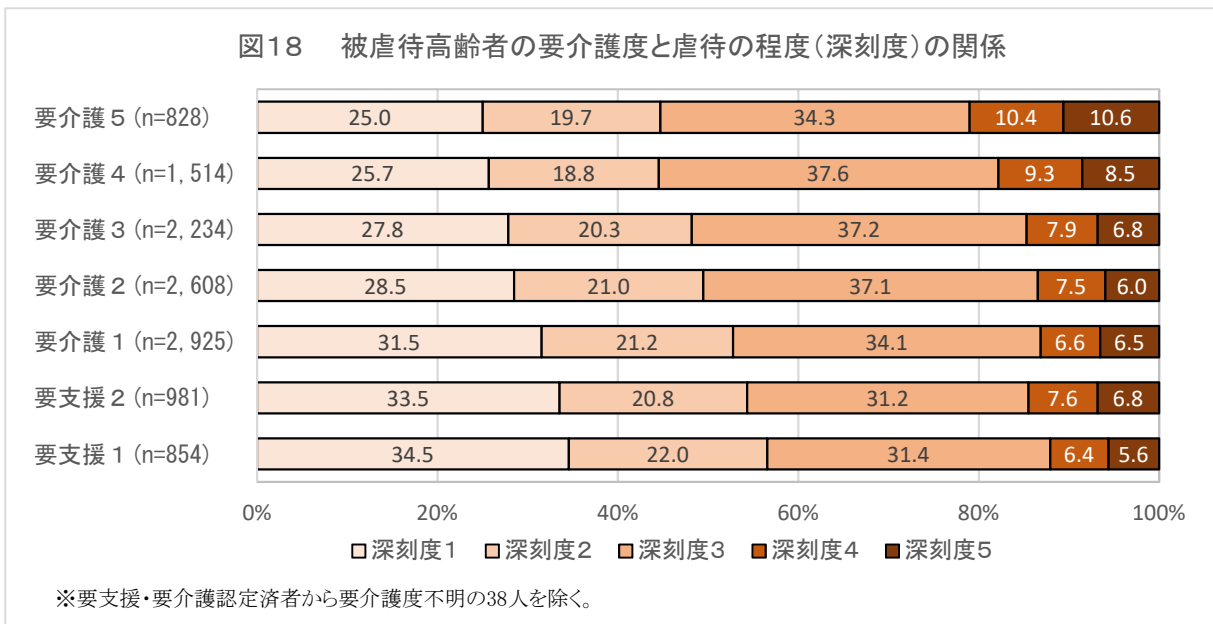


(要介護度との関係)

○ 被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待種別」の関係をみると、「身体的虐待」と「心理的虐待」では要介護度が重い方の割合が低く、「介護等放棄」では逆の傾向がみられた。【図 17】

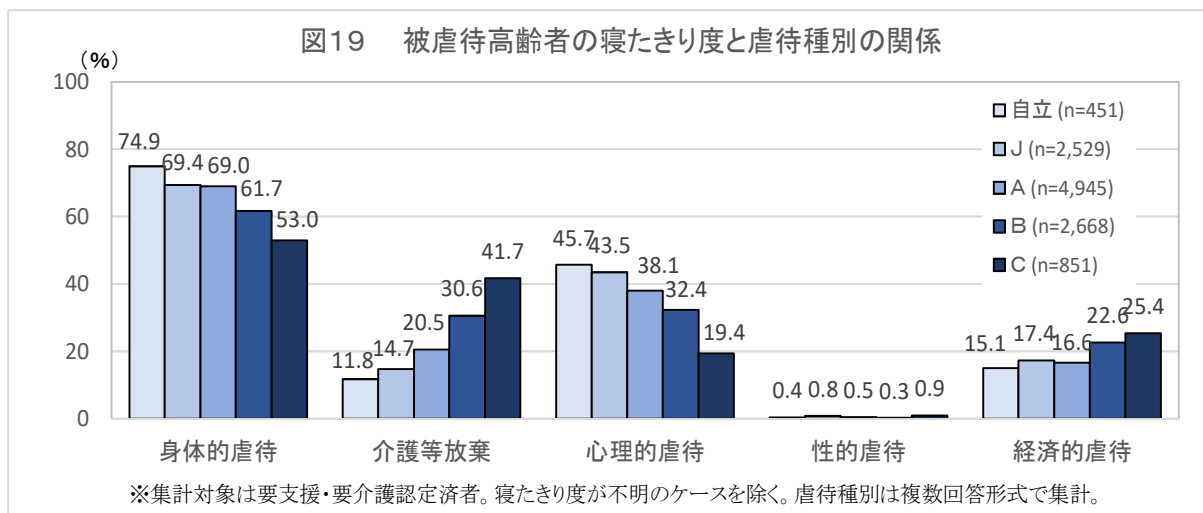


○ 被虐待高齢者の「要介護度」と「虐待の程度（深刻度）」の関係をみると、要介護度が重い場合に深刻度が高まる傾向がみられた。図18

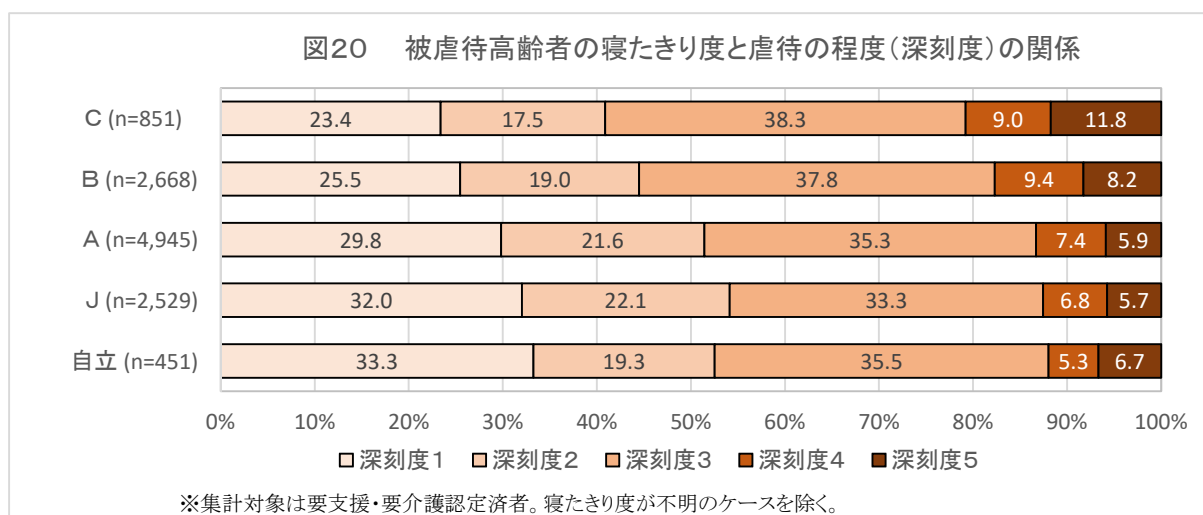


(寝たきり度との関係)

○ 被虐待高齢者の「寝たきり度」と「虐待種別」の関係をみると、被虐待高齢者の寝たきり度が重度の場合に「介護等放棄」を受ける割合が高い。一方で、「身体的虐待」や「心理的虐待」については逆の傾向がみられた。図19



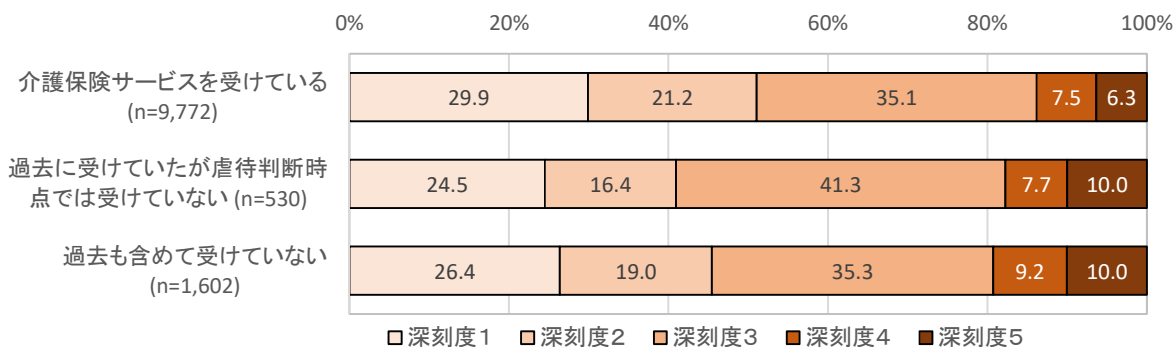
○ 被虐待高齢者の「寝たきり度」と「虐待の程度（深刻度）」の関係をみると、被虐待高齢者の寝たきり度が重度の場合に、虐待の深刻度が高くなる傾向がみられた。[図 20]



(介護保険サービス利用状況との関係)

○ 被虐待高齢者の「介護保険サービス利用状況」と「虐待の程度（深刻度）」との関係をみると、介護保険サービスを受けている場合では、虐待の深刻度が低い「深刻度1・2」の割合が相対的に高く、「深刻度4・5」の割合が相対的に低かった。[図 21]

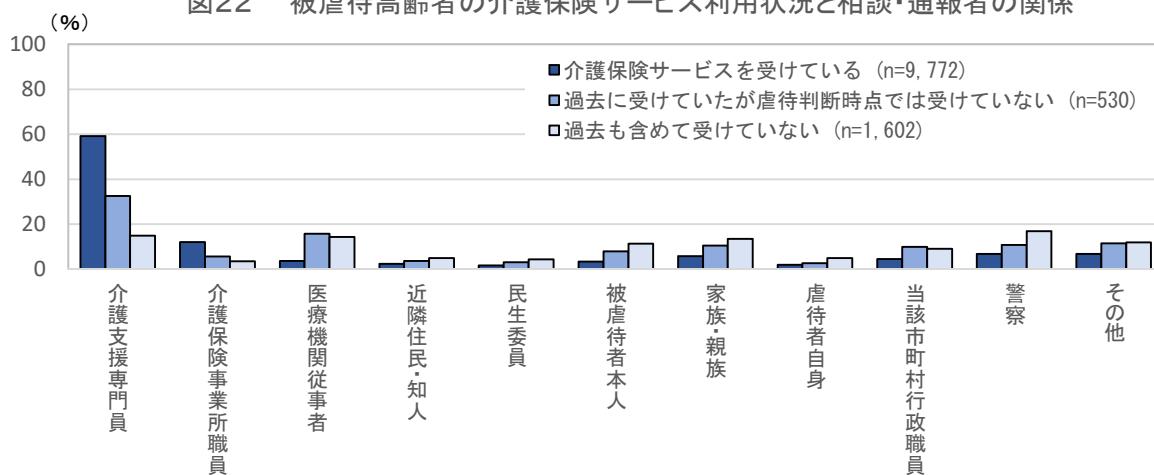
図21 被虐待高齢者の介護保険サービス利用状況と虐待の程度(深刻度)の関係



※要支援・要介護認定済者のうち、介護保険サービスの利用状況が不明なケースを除く。

- 被虐待高齢者の「介護保険サービス利用状況」と「相談・通報者」との関係を見ると、介護保険サービスを受けている場合では、相談・通報者に「介護支援専門員」や「介護保険事業所職員」が含まれる割合が相対的に高かった。過去受けていたが虐待判断時点では受けていない場合では、相談・通報者に「医療機関従事者」が含まれる割合が相対的に高かった。過去も含めて受けていない場合では、相談・通報者に「被虐待者本人」「家族・親族」「警察」が含まれている割合が相対的に高かった。【図22】

図22 被虐待高齢者の介護保険サービス利用状況と相談・通報者の関係

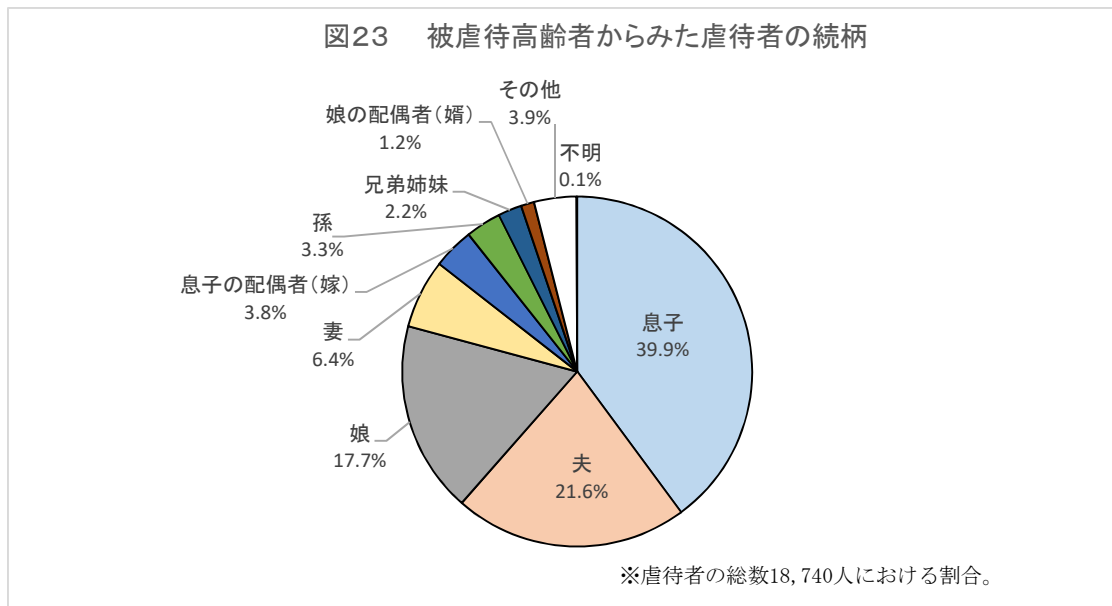


※要支援・要介護認定済者のうち、介護保険サービスの利用状況が不明なケースを除く。また、相談・通報者の区分中「不明」を除く。

(6) 虐待を行った養護者(虐待者)の状況

- 被虐待高齢者における虐待を行った養護者(虐待者)との同居・別居の状況については、「虐待者のみと同居」が9,001人(50.9%)で最も多く、「虐待者及び他家族と同居」の6,376人(36.1%)と合わせると15,377人(86.9%)の被虐待高齢者が虐待者と同居していた。【18P】

- 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 7,472 人 (39.9%) で最も多く、次いで「夫」が 4,047 人 (21.6%)、「娘」が 3,316 人 (17.7%) であった。【図 23】【19P】



- 虐待者の年齢は、「50～59 歳」が 24.8%と最も多く、次いで「40～49 歳」が 17.3%、60～69 歳（「60～64 歳」と「65～69 歳」の合計）が 16.4%、70～79 歳（「70～74 歳」と「75～79 歳」の合計）が 15.4%の順であった。【19P】

(7) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

- 虐待への対応については、「虐待者から分離を行った事例」が 6,778 人 (27.8%) であり、そのうち、「介護保険サービスの利用」が 2,188 人 (32.3%) で最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 1,166 人 (17.2%)、「やむを得ない事由等による措置」が 998 人 (14.7%)、「住まい・施設等の利用（入院、一時保護等を除く。）」が 953 人 (14.1%) であった。

一方、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」では、「養護者に対する助言・指導」が 6,459 件 (53.1%) で最も多く、次いで「ケアプランの見直し」が 3,262 件 (26.8%) であった。【20P】

- 権利擁護に関しては、成年後見制度の「利用開始済」が 929 人、「利用手続中」が 657 人であり、これらを合わせた 1,586 人のうち市町村長申立の事例は 980 人 (61.8%) であった。【21P】

(8) 虐待等による死亡事例

養護者（介護をしている親族を含む）による事例で、被養護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例（平成 30 年度中に発生・市町村把握）は、「養護者のネグレクトによる被養護者の致死」及び「養護者の虐待(ネグレクトを除く)による被養護者の

致死」がそれぞれ5人、「養護者による被養護者の殺人」が4人、「心中」が1人などとなっており、合計21人であった。表2【21P】

表2 虐待等による死亡事例の推移

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
件数	31	27	24	31	21	21	26	21	25	20	24	28	21
人数	32	27	24	31	21	21	27	21	25	20	25	28	21

4. 自治体における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

(1) 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

平成30年度で「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が1,471市町村(84.5%)で実施されている。一方、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組が877市町村(50.4%)、行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組が872市町村(50.1%)と半数程度にとどまっている。【23P】

市町村での14項目の取組状況と養護者による虐待における相談・通報件数及び虐待判断件数との関係を見ると、取組項目が多い市町村では高齢者人口比当たりの件数が多く、取組項目が少ない市町村では高齢者人口比当たりの件数が少ない傾向であった。【36P】

(2) 都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

平成30年度の高齢者権利擁護等推進事業関連事業では、「普及啓発(市町村職員等の研修)」は44都道府県(93.6%)で、「権利擁護相談窓口の設置」は36都道府県(76.6%)で実施されていた。一方、「普及啓発(地域住民向けのシンポジウム等)」「実施済み13都道府県)」、「身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催」(実施済み14都道府県)などを実施している都道府県は3割程度にとどまっていた。【25P】

平成30年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（添付資料）

目次

調査の概要	1
調査結果	
1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等	
1-1 市町村における対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	2
(2) 相談・通報者	2
(3) 事実確認の状況	3
(4) 虐待の発生要因	4
(5) 過去の指導等	4
(6) 都道府県への報告	4
1-2 都道府県における対応状況等	
(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例	5
(2) 都道府県が直接把握した事例	5
1-3 虐待の事実が認められた事例について	
(1) 虐待の事実が認められた事例の件数	5
(2) 施設・事業所の種別	6
(3) 虐待の内容	7
(4) 被虐待高齢者の状況	8
(5) 虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況	9
(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	10
2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等	
(1) 相談・通報対応件数	12
(2) 相談・通報者	12
(3) 事実確認の状況	13
(4) 事実確認の結果	13
(5) 虐待の発生要因	14
(6) 虐待の内容	15
(7) 被虐待高齢者の状況	16
(8) 虐待を行った養護者（虐待者）の状況	18
(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況	19
(10) 虐待等による死亡事例	21
3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について	23
4. 都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について	25
5. クロス集計等分析結果表等	26

調査の概要

【調査目的】

平成 30 年度における養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応状況等を把握することにより、より効果的な施策の検討を行うための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査方法】

全国 1,741 市町村（特別区を含む。）及び 47 都道府県を対象に、平成 30 年度中に新たに相談・通報があった高齢者虐待に関する事例、及び平成 29 年度以前に相談・通報があり、平成 30 年度において事実確認や対応を行った事例について、主として以下の項目の質問で構成されるアンケートを行った。

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待があった施設等の種別、虐待の種別・類型、被虐待高齢者の状況、行政の対応等
2. 養護者による高齢者虐待
 - (1) 相談・通報対応件数及び相談・通報者
 - (2) 事実確認の状況と結果
 - (3) 虐待の種別・類型
 - (4) 被虐待高齢者の状況
 - (5) 虐待への対応策
3. 高齢者虐待対応に関する体制整備の状況
4. 虐待等による死亡事例の状況

【用語解説】

「養介護施設従事者等」とは

- ・「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設（地域密着型施設も含む）、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

「養護者とは」

「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当する。

【留意事項】

集計表の割合(%)は四捨五入しているため、内訳の合計が 100%に合わない場合がある。

調査結果

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

1-1 市町村における対応状況等

(1) 相談・通報対応件数（表1、表2）

平成30年度、全国の1,741市町村（特別区を含む。）で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、2,187件であった。平成29年度は1,898件であり、289件（15.2%）増加した。

表1 相談・通報件数

	30年度	29年度	増減
件数	2,187	1,898	289 (15.2%)

表2 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待に関する市町村への通報件数（平成30年度内）

北海道	67	東京都	209	滋賀県	35	香川県	21
青森県	22	神奈川県	146	京都府	64	愛媛県	18
岩手県	16	新潟県	28	大阪府	313	高知県	32
宮城県	23	富山県	9	兵庫県	135	福岡県	85
秋田県	8	石川県	15	奈良県	16	佐賀県	14
山形県	9	福井県	13	和歌山県	17	長崎県	29
福島県	12	山梨県	14	鳥取県	14	熊本県	42
茨城県	32	長野県	35	島根県	11	大分県	19
栃木県	28	岐阜県	15	岡山県	40	宮崎県	23
群馬県	18	静岡県	40	広島県	46	鹿児島県	23
埼玉県	133	愛知県	98	山口県	28	沖縄県	27
千葉県	93	三重県	45	徳島県	7	合計	2,187

(2) 相談・通報者（表3）

相談・通報者の内訳は、相談・通報者数2,506人に対して、「当該施設職員」が21.6%と最も多く、次いで「家族・親族」が19.7%、「当該施設管理者等」が15.3%、「当該施設元職員」が7.6%であった。なお、「本人による届出」は2.0%であった。

※ 1件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数2,187件と一致しない。

表3 相談・通報者内訳（複数回答）

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	当該施設管理者等	（医療機関従事者） （医師含む）	介護支援専門員	介護相談員
人数	51	493	541	190	384	79	113	20
割合(%)	2.0	19.7	21.6	7.6	15.3	3.2	4.5	0.8

(続き)

	地域 包括 職 員 援	社会 職 員 福 祉 協 議	国民 健康 保 險 連 合 会	都 道 府 県 連 絡	警 察	そ の 他	不 明 (匿 名 を 含 む)	合 計
人数	82	11	11	42	53	281	155	2,506
割合(%)	3.3	0.4	0.4	1.7	2.1	11.2	6.2	100.0

(3) 事実確認の状況 (表4～表6)

平成30年度において「事実確認を行った事例」は2,064件、「事実確認を行っていない事例」は267件であった。「事実確認を行った事例」のうち、虐待の「事実が認められた」が611件、虐待の「事実が認められなかった」が898件、「虐待の有無の判断に至らなかった」が555件であった。

一方、「事実確認を行っていない事例」の267件について、相談・通報を受理した段階で、明らかに「虐待ではなく事実確認不要と判断した」が42件、「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」が95件、「都道府県へ事実確認を依頼」が15件、「その他」が115件であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった2,064件では6日であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は、回答のあった621件では35日であった。

表4 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	割合(%)		
		(うち平成30年度 内に通報・相談)	(うち平成29年度 以前に通報・相談)	
事実確認を行った事例	2,064	(1,923)	(141)	(88.5)
事実が認められた	611	(537)	(74)	[26.2]
事実が認められなかった	898	(857)	(41)	[38.5]
虐待の有無の判断に至らなかった	555	(529)	(26)	[23.8]
事実確認を行っていない事例	267	(264)	(3)	(11.5)
虐待ではなく事実確認不要と判断した	42	(40)	(2)	[1.8]
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	95	(95)	(0)	[4.1]
都道府県へ事実確認を依頼	15	(15)	(0)	[0.6]
その他	115	(114)	(1)	[4.9]
合計	2,331	(2,187)	(144)	100

注：本調査対象年度内に通報等を受理した事例、及び対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度となった事例について集計

表5 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	470	207	94	274	337	217	133	332	2,064

中央値6日

表6 相談・通報の受理から虐待判断までの期間

	0日	1日	2日	3～6日	7～13日	14～20日	21～27日	28日以上	合計
件数	76	24	7	47	45	43	39	340	621

中央値35日

(4) 虐待の発生要因 (表 7)

虐待の発生要因として最も多かったのは「教育・知識・介護技術等に関する問題」で、次いで「職員のストレスや感情コントロールの問題」、「倫理観や理念の欠如」、「人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ」であった。

表 7 虐待の発生要因 (複数回答)

内容	件数	割合 (%)
教育・知識・介護技術等に関する問題	358件	58.0
職員のストレスや感情コントロールの問題	152件	24.6
倫理観や理念の欠如	66件	10.7
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	66件	10.7
虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ	62件	10.0
虐待を行った職員の性格や資質の問題	51件	8.3
その他	19件	3.1

(注) 回答のあった617件の事例を集計。

(5) 過去の指導等 (表 8)

虐待があった施設・事業所のうち、およそ 3 割程度が過去に何らかの指導等や対応が行われていた。指導内容としては、虐待防止や身体介助の研修体制や不適切ケア、事故報告の遅れ等に関するもののほか、人員基準違反や介護報酬・利用料に関する指導、衛生管理面、記録整備等に関する内容であった。また、過去にも虐待が発生していたケースは 20 件あった。

表 8 当該施設等への過去の指導等の有無

		件数	割合 (%)
なし・不明		421	67.8
あり		200	32.2
(複数回答)	虐待歴あり	(20)	(10.0)
	過去に虐待に関する通報等対応あり	(9)	(4.5)
	苦情対応あり	(30)	(15.0)
	事故報告あり	(2)	(1.0)
	指導あり	(121)	(60.5)
	身体拘束に関する減算・指導あり	(6)	(3.0)
	監査・立入検査等の実施あり	(16)	(8.0)
	その他	(3)	(1.5)
合計		621	100.0

(6) 都道府県への報告 (表 9)

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関して、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (以下「法」という。) 第 22 条及び同法施行規則第 1 条の規定により、通報又は届出を受けた市町村は、当該通報又は届出に係る事実確認を行った結果、養介護施設従事者等による高齢者虐待の事案が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合に、当該養介護施設等の所在地の都道府県へ報告しなければならないこととされている。

市町村が事実確認を行った事例 (当初より都道府県と共同で事実確認を実施した場合を含む。) 2,064 件のうち、638 件の事例について市町村から都道府県へ報告があった。報告の理由は、「虐待の事実が認められた」が 611 件、市町村単独または当初より共同で事実確認を实

施したものの虐待の事実の判断に至らなかった場合、または、市町村単独での事実確認を断念した場合に市町村が「都道府県に（単独または共同での）事実確認を依頼した」が27件であった。

表9 養介護施設従事者等による虐待に関する市町村から都道府県への報告

市町村から都道府県への報告	638 件
虐待の事実が認められた	611 件
都道府県に事実確認を依頼した	27 件

1-2 都道府県における対応状況等

(1) 市町村から都道府県へ報告があった事例（表10）

市町村から「都道府県に（単独または共同での）事実確認を依頼した事例」27件について事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた」は4件、「虐待ではないと判断した」は13件、「虐待の有無の判断に至らなかった」は7件であった。

表10 市町村から報告された事例への都道府県の対応

都道府県に事実確認を依頼した事例	27 件
虐待の事実が認められた	4 件
虐待ではないと判断した	13 件
虐待の有無の判断に至らなかった	7 件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	3 件

(2) 都道府県が直接把握した事例（表11）

市町村から報告があったもの以外に、都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例が27件あり、都道府県が事実確認を行った結果、「虐待の事実が認められた」が6件、「虐待ではないと判断した」が4件、「虐待の有無の判断に至らなかった」が15件であった。

表11 都道府県が直接、相談・通報を受け付けた事例における事実確認状況及びその結果

都道府県が直接、相談・通報等を受理した事例	27 件
虐待の事実が認められた	6 件
虐待ではないと判断した	4 件
虐待の有無の判断に至らなかった	15 件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	1 件
事実確認を行わなかった	1 件

1-3 虐待の事実が認められた事例について

(1) 虐待の事実が認められた事例の件数（表12、表13）

虐待の事実が認められた事例は、市町村が事実確認を行い、市町村が虐待の事実を認めた事例（当初より都道府県と共同で事実確認を実施した場合を含む。）が611件、市町村単独または当初より共同で事実確認を実施したものの虐待の事実の判断に至らなかった場合、または、市町村単独での事実確認を断念した場合に市町村が都道府県に（単独または共同での）事実確認を依頼し、都道府県が虐待の事実を認めた事例が4件、都道府県が直接、通報等を受理し、都道府県が虐待の事実を認めた事例が6件であり、これらを合わせた総数は621件

であった。これを都道府県別にみると表 13 のとおりである。

表 12 虐待の事実が認められた事案件数

区分	市町村が事実確認を行った事例	都道府県に事実確認を依頼した事例	都道府県が直接、通報等を受理した事例	合計
30年度	611	4	6	621
29年度	502	2	6	510
増減	109 (21.7%)	2 (100.0%)	0 (0.0%)	111 (21.8%)

表 13 都道府県別にみた養介護施設従事者等による虐待の事実が認められた事例の件数(平成 30 年度内)

北海道	21	東京都	65	滋賀県	17	香川県	5
青森県	6	神奈川県	52	京都府	37	愛媛県	7
岩手県	6	新潟県	8	大阪府	50	高知県	11
宮城県	15	富山県	2	兵庫県	24	福岡県	28
秋田県	4	石川県	3	奈良県	8	佐賀県	7
山形県	0	福井県	3	和歌山県	0	長崎県	15
福島県	5	山梨県	4	鳥取県	4	熊本県	15
茨城県	4	長野県	9	島根県	0	大分県	2
栃木県	3	岐阜県	4	岡山県	7	宮崎県	7
群馬県	5	静岡県	7	広島県	11	鹿児島県	9
埼玉県	38	愛知県	36	山口県	8	沖縄県	9
千葉県	28	三重県	12	徳島県	0	合計	621

以下、虐待の事実が認められた 621 件の事例を対象に、施設・事業所の種別、虐待の種別、虐待を受けた高齢者及び虐待を行った養介護施設従事者等の状況等について集計を行った。

(2) 施設・事業所の種別 (表 14)

「特別養護老人ホーム(介護老人福祉施設)」が 34.9%で最も多く、次いで「有料老人ホーム」が 23.0%、「認知症対応型共同生活介護(グループホーム)」が 14.2%、「介護老人保健施設」が 8.1%の順であった。

表 14 当該施設・事業所の種別

	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	医療介護療養型医療施設(介護医療院)	認知症対応型共同生活介護	有料老人ホーム	(内訳)		小規模多機能型居宅介護等
						住宅型	介護付き	
件数	217	50	7	88	143	(65)	(78)	16
割合(%)	34.9	8.1	1.1	14.2	23.0	(10.5)	(12.6)	2.6

	軽費老人ホーム	養護老人ホーム	短期入所施設	訪問介護等	通所介護等	居宅介護支援等	その他	合計
件数	3	5	14	21	40	2	15	621
割合(%)	0.5	0.8	2.3	3.4	6.4	0.3	2.4	100.0

(3) 虐待の内容

虐待の内容について、被虐待高齢者が特定できなかった 51 件を除く 570 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の虐待判断事例で被虐待高齢者が複数の場合があるため、570 件の事例において特定された被虐待高齢者の総数は 927 人であった。

ア. 虐待の種別 (表 15)

虐待の種別 (複数回答) は、「身体的虐待」が 57.5%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 27.1%、「介護等放棄」が 19.2%、「経済的虐待」が 5.8%であった。

表 15 虐待の種別 (複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	533	178	251	50	54
割合 (%)	57.5	19.2	27.1	5.4	5.8

(注) 割合は、被虐待高齢者が特定できなかった 51 件を除く 570 件における被虐待者の総数 927 人に対する集計 (表 16~22 も同様)。ただし、1 人の被虐待高齢者に対し複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数 927 人と一致しない。

【参考】虐待の具体的内容 (主なもの)

身体的虐待	暴力的行為 高齢者の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束
介護等放棄	必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
心理的虐待	威嚇的な発言、態度 侮辱的な発言、態度 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為 羞恥心の喚起 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること 高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	金銭の寄付・贈与の強要 着服・窃盗 無断流用

イ. 身体的虐待に該当する身体拘束の有無 (表 16)

被虐待高齢者 927 人のうち「身体拘束あり」が 21.9%、「身体拘束なし」が 78.1%であった。

表 16 虐待に該当する身体拘束の有無

身体拘束	あり	身体拘束	なし	合計
	203 人 (21.9%)		724 人 (78.1%)	927 人 (100.0%)

ウ. 虐待の程度（深刻度）（表 17）

5段階評価で最も軽い「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が60.4%である一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は2.9%であった。

なお、被虐待高齢者の死亡事例は1件であった。

表 17 虐待の程度（深刻度）

	人数	割合 (%)
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	560	(60.4%)
2	156	(16.8%)
3-生命・身体・生活に著しい影響	174	(18.8%)
4	10	(1.1%)
5-生命・身体・生活に関する重大な危険	27	(2.9%)
合計	927	(100.0%)

(4) 被虐待高齢者の状況

被虐待高齢者の性別、年齢階級、要介護状態区分及び認知症日常生活自立度、障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）について集計を行った。

ア. 性別（表 18）

「男性」が25.2%、「女性」が74.2%と、全体の約7割が「女性」であった。

表 18 被虐待高齢者の性別

男性	女性	不明	合計
234 人 (25.2%)	688 人 (74.2%)	5 人 (0.5%)	927 人 (100.0%)

イ. 年齢（表 19）

「85～89歳」が24.8%と最も多く、次いで「90～94歳」が21.3%、「80～84歳」が19.3%、「95～99歳」が10.0%であった。

表 19 被虐待高齢者の年齢

	65歳未満 障害者	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85～89 歳	90～94 歳	95～99 歳	100歳 以上	不明	合計
人数	13	41	53	89	179	230	197	93	14	18	927
割合 (%)	1.4	4.4	5.7	9.6	19.3	24.8	21.3	10.0	1.5	1.9	100.0

ウ. 要介護状態区分等（表 20～表 22）

「要介護4」が31.7%と最も多く、次いで「要介護5」が25.8%、「要介護3」が20.7%であり、合わせて「要介護3以上」が78.2%を占めた。

また、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者は80.5%、要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A以上の者は64.0%であった。

表 20 被虐待高齢者の要介護状態区分

要介護度	人数	割合(%)
自立	11	1.2
要支援 1	9	1.0
要支援 2	10	1.1
要介護 1	52	5.6
” 2	86	9.3
” 3	192	20.7
” 4	294	31.7
” 5	239	25.8
不明	34	3.7
合計	927	100.0
(再掲)要介護3以上	(725)	(78.2)

表 21 被虐待高齢者の認知症日常生活自立度

認知症日常生活自立度	人数	割合(%)
自立または認知症なし	25	2.7
認知症日常生活自立度 I	42	4.5
” II	138	14.9
” III	297	32.0
” IV	137	14.8
” M	26	2.8
認知症あるが自立度は不明	148	16.0
認知症の有無が不明	114	12.3
合計	927	100.0
(再掲)自立度 II 以上 (※)	(746)	(80.5)

(注)「認知症はあるが自立度は不明」には「自立度 II 以上」の他「自立度 I」が含まれている可能性がある。

(※)自立度 II、III、IV、M、認知症はあるが自立度は不明の人数の合計

表 22 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	割合(%)
自立	10	1.1
日常生活自立度（寝たきり度） J	24	2.6
” A	177	19.1
” B	286	30.9
” C	130	14.0
不明	300	32.4
合計	927	100.0
(再掲)日常生活自立度（寝たきり度）A以上	(593)	(64.0)

(5) 虐待を行った養介護施設従事者等（虐待者）の状況

虐待者の年齢、職種及び性別について、虐待者が特定できなかった 95 件を除く 526 件の事例を対象に集計を行った。なお、1 件の虐待判断事例で虐待者が複数の場合があるため、526 件の事例において特定された虐待者の総数は 723 人であった。

ア. 年齢（表 23）

「30～39 歳」が 19.6%と最も多く、次いで「30 歳未満」が 19.2%、「40～49 歳」が 15.9%、「50～59 歳」が 14.0%であった。

表 23 虐待者の年齢

	30歳未満	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳以上	不明	合計
人数	139	142	115	101	86	140	723
割合(%)	19.2	19.6	15.9	14.0	11.9	19.4	100.0

イ. 職種（表 24）

「介護職」が 84.1%、「看護職」が 4.3%、「施設長」が 3.9%「管理職」が 2.9%であった。

表 24 虐待者の職種

	介護職	(内訳)			看護職	管理職	施設長
		介護福祉士	介護福祉士 以外	資格不明			
人数	608	(154)	(161)	(293)	31	21	28
割合 (%)	84.1	(25.3)	(26.5)	(48.2)	4.3	2.9	3.9

	経営者・ 開設者	その他	不明	合計
人数	6	26	3	723
割合 (%)	0.8	3.6	0.4	100.0

ウ. 性別 (表 25)

「男性」が 54.2%、「女性」が 40.7%であった。

表 25 虐待者の性別

男性	女性	不明	合計
392 人 (54.2%)	294 人 (40.7%)	37 人 (5.1%)	723 人 (100.0%)

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況 (表 26～表 29)

市町村又は都道府県が、虐待の事実を認めた事例 691 件 (平成 29 年度以前に虐待と認定して平成 30 年度に対応した 70 件を含む。) について行った対応は次のとおりである。

市町村又は都道府県による指導等 (複数回答) は、「施設等に対する指導」が 487 件、「改善計画提出依頼」が 438 件、「従事者等への注意・指導」が 287 件であった。

表 26 市町村又は都道府県による指導等 (複数回答)

施設等に対する指導	487 件
改善計画提出依頼	438 件
従事者等への注意・指導	287 件

市町村又は都道府県が、介護保険法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 210 件、「改善勧告」が 80 件、「改善勧告に従わない場合の公表」が 3 件、「改善命令」が 21 件、「指定の効力停止」が 3 件であった。

また、老人福祉法の規定による権限の行使として実施したものは、「報告徴収、質問、立入検査」が 53 件、「改善命令」が 17 件、「事業の制限、停止、廃止」が 1 件であった。

表 27 都道府県又は市町村による介護保険法の規定に基づく権限の行使（複数回答）

報告徴収、質問、立入検査	210 件
改善勧告	80 件
改善勧告に従わない場合の公表	3 件
改善命令	21 件
指定の効力停止	3 件
指定の取消	0 件

※ 1 件の虐待事案に対し、複数の権限等を行使した場合（報告徴収等、改善勧告、公表、命令、停止、取消）には複数計上している。

表 28 都道府県又は市町村による老人福祉法の規定に基づく権限の行使（複数回答）

報告徴収、質問、立入検査	53 件
改善命令	17 件
事業の制限、停止、廃止	1 件
認可取消	0 件

※ 1 件の虐待事案に対し、複数の権限等を行使した場合（報告徴収等、改善勧告、公表、命令、停止、取消）には複数計上している。

当該施設等における改善措置（複数回答）としては、市町村又は都道府県への「改善計画の提出」が 452 件、「勧告等への対応」が 35 件であった。

表 29 当該施設等における改善措置（複数回答）

施設等からの改善計画の提出	452 件
市町村による改善計画提出依頼、一般指導等を受けての改善	(306件)
報告徴収等に対する改善	(146件)
勧告等への対応	35 件
その他	31 件

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報対応件数（表 30、表 31）

平成 30 年度に全国の 1,741 市町村（特別区を含む。）で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は、32,231 件であった。平成 29 年度は 30,040 件であり、2,191 件（7.3%）増加した。

表 30 相談・通報件数

	30年度	29年度	増減
件数	32,231	30,040	2,191 (7.3%)

表 31 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待に関する市町村への通報件数（平成 30 年度内）

北海道	1,111	東京都	3,759	滋賀県	569	香川県	209
青森県	350	神奈川県	1,701	京都府	1,128	愛媛県	250
岩手県	244	新潟県	1,077	大阪府	3,273	高知県	218
宮城県	690	富山県	388	兵庫県	1,825	福岡県	929
秋田県	230	石川県	369	奈良県	242	佐賀県	109
山形県	291	福井県	284	和歌山県	254	長崎県	278
福島県	542	山梨県	214	鳥取県	143	熊本県	428
茨城県	597	長野県	637	島根県	194	大分県	312
栃木県	297	岐阜県	333	岡山県	471	宮崎県	201
群馬県	242	静岡県	699	広島県	763	鹿児島県	229
埼玉県	1,600	愛知県	1,745	山口県	282	沖縄県	326
千葉県	1,712	三重県	358	徳島県	128	合計	32,231

(2) 相談・通報者（表 32）

相談・通報者の内訳は、相談・通報者数 34,867 人に対して、「介護支援専門員」が 28.4%と最も多く、次いで「警察」が 24.7%、「家族・親族」が 8.4%、「被虐待者本人」が 6.7%、「介護保険事業所職員」が 6.2%、「当該市町村行政職員」が 6.1%であった。

※ 1 件の事例に対し複数の者から相談・通報が寄せられるケースがあるため、相談・通報者数は相談・通報件数 32,231 件と一致しない。

表 32 相談・通報者（複数回答）

	介護支援専門員	介護保険事業所職員	医療機関従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明（匿名を含む）	合計
人数	9,911	2,146	1,761	1,125	797	2,349	2,944	569	2,127	8,625	2,470	43	34,867
割合(%)	28.4	6.2	5.1	3.2	2.3	6.7	8.4	1.6	6.1	24.7	7.1	0.1	100.0

(3) 事実確認の状況 (表 33~35)

平成 30 年度において「事実確認を行った事例」が 32,018 件、「事実確認を行っていない事例」が 1,476 件であった。

「事実確認を行った事例」のうち、法第 11 条に基づく「立入調査により調査を行った」が 143 件であり、「訪問調査を行った」が 21,411 件、「関係者からの情報収集を行った」が 10,464 件であった。

「事実確認を行っていない事例」の内訳は、明らかに「虐待ではなく事実確認不要と判断した」が 1,079 件、「後日、事実確認を予定している又は要否を検討中」が 397 件であった。

なお、相談・通報の受理から事実確認開始までの期間の中央値は、回答のあった 23,691 件では 0 日 (即日) であり、相談・通報の受理から虐待判断までの期間の中央値は、回答のあった 11,997 件では 1 日 (翌日) であった。

表 33 相談・通報に関する事実確認の状況

	件数	(うち平成30年度内に通報・相談)	(うち平成29年度以前に通報・相談)	割合(%)
事実確認を行った事例	32,018	30,769	1,249	95.6
立入調査以外の方法により調査を行った	31,875	30,631	1,244	(95.2)
訪問調査を行った	21,411	20,459	952	[63.9]
関係者からの情報収集を行った	10,464	10,172	292	[31.2]
立入調査により調査を行った	143	138	5	(0.4)
警察が同行した	100	97	3	[0.3]
警察に援助要請したが同行はなかった	0	0	0	[0.0]
援助要請をしなかった	43	41	2	[0.1]
事実確認を行っていない事例	1,476	1,462	14	4.4
虐待ではなく事実確認不要と判断した	1,079	1,075	4	(3.2)
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	397	387	10	(1.2)
合 計	33,494	32,231	1,263	100.0

表 34 相談・通報の受理から事実確認開始までの期間

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	13,866	2,908	1,130	2,541	1,615	606	295	730	23,691

中央値0日 (即日)

(注) 回答のあった 23,691 件の事例を集計

表 35 相談・通報の受理から虐待判断までの期間

	0日	1日	2日	3~6日	7~13日	14~20日	21~27日	28日以上	合計
件数	4,825	1,261	626	1,570	1,442	707	383	1,183	11,997

中央値1日 (翌日)

(注) 回答のあった 11,997 件の事例を集計

(4) 事実確認の結果 (表 36、表 37)

事実確認の結果、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例 (以下、「虐待判断事例」という。) の件数は、17,249 件であった。平成 29 年度は 17,078 件であり、171 件 (1.0%) 増加した。

表 36 事実確認の結果

	件数	割合(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	17,249	53.9
虐待ではないと判断した事例	8,036	25.1
虐待の判断に至らなかった事例	6,733	21.0
合計	32,018	100.0

表 37 都道府県別にみた養護者による高齢者虐待の事実が認められた事例の件数（平成 30 年度内）

北海道	422	東京都	2,786	滋賀県	350	香川県	116
青森県	174	神奈川県	878	京都府	665	愛媛県	125
岩手県	141	新潟県	505	大阪府	1,480	高知県	85
宮城県	395	富山県	263	兵庫県	875	福岡県	479
秋田県	106	石川県	154	奈良県	100	佐賀県	52
山形県	146	福井県	146	和歌山県	143	長崎県	182
福島県	335	山梨県	127	鳥取県	77	熊本県	240
茨城県	304	長野県	334	島根県	101	大分県	128
栃木県	201	岐阜県	167	岡山県	265	宮崎県	107
群馬県	133	静岡県	364	広島県	424	鹿児島県	109
埼玉県	602	愛知県	1,024	山口県	129	沖縄県	185
千葉県	862	三重県	200	徳島県	63	合計	17,249

(5) 虐待の発生要因（表 38）

虐待が発生した要因として、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」（25.4%）、「虐待者の障害・疾病」（18.2%）、「被虐待者の認知症の症状」（14.3%）、「被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」（12.6%）、「経済的困窮（経済的問題）」（10.8%）、「虐待者の性格や人格（に基づく言動）」（9.5%）等が挙げられている。

表 38 虐待の発生要因（複数回答）

	件数	割合(%)	
虐待者側の要因	虐待者の介護疲れ・介護ストレス	2,447	25.4%
	虐待者の障害・疾病	1,757	18.2%
	被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係	1,214	12.6%
	虐待者の性格や人格（に基づく言動）	912	9.5%
	虐待者の知識や情報の不足	841	8.7%
	虐待者の精神状態が安定していない	722	7.5%
	虐待者の飲酒の影響	534	5.5%
	虐待者の介護力の低下や不足	466	4.8%
	虐待者の理解力の不足や低下	148	1.5%
	虐待者の孤立・補助介護者の不在等	105	1.1%
	虐待者の外部サービス利用への抵抗感	60	0.6%
	虐待者のギャンブル依存	25	0.3%
	虐待者に対する「介護は家族がすべき」といった周囲の声、世間体に対するストレスやプレッシャー	2	0.0%
	虐待者側のその他の要因	187	1.9%

		件数	割合(%)
被虐待者の状況	被虐待者の認知症の症状	1,376	14.3%
	被虐待者のその他の身体的自立度の低さ	344	3.6%
	被虐待者の精神障害(疑い含む)、高次脳機能障害、知的障害、認知機能の低下	332	3.4%
	被虐待者本人の性格や人格(に基づく言動)	282	2.9%
	被虐待者が外部サービスの利用に抵抗感がある	55	0.6%
	被虐待者への排せ介助の困難さ	51	0.5%
	被虐待者側のその他の要因	87	0.9%
家庭の要因	経済的困窮(経済的問題)	1,042	10.8%
	家庭内の経済的利害関係(財産、相続)	181	1.9%
	家庭における養護者の他家族(虐待者以外)との関係の悪さほか家族関係の問題	109	1.1%
	(虐待者以外の)配偶者や家族・親族の無関心、無理解、非協力	102	1.1%
	家庭におけるその他の要因	77	0.8%
その他	ケアサービスの不足・ミスマッチ等のマネジメントの問題	24	0.2%
	その他ケアマネジメントや制度関係の問題	0	0.0%

(注) 回答のあった9,637件の事例を集計

以下、虐待判断件数 17,249 件を対象に、虐待の種別、被虐待高齢者の状況及び虐待へ対応策等について集計を行った。

なお、1 件の虐待判断事例で被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断件数 17,249 件に対する被虐待高齢者の総数は 17,686 人であった。

(6) 虐待の内容

ア. 虐待の種別(表 39)

虐待の種別(複数回答)は、「身体的虐待」が 67.8%で最も多く、次いで「心理的虐待」が 39.5%、「介護等放棄」が 19.9%、「経済的虐待」が 17.6%、「性的虐待」が 0.4%であった。

表 39 虐待の種別(複数回答)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
人数	11,987	3,521	6,992	65	3,109
割合(%)	67.8	19.9	39.5	0.4	17.6

(注) 被虐待高齢者の総数 17,686 人に対する集計(表 40~43 も同様)。ただし、1 人の被虐待高齢者に対し、複数の虐待の種別がある場合には、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数 17,686 人と一致しない。

【参考】 虐待の具体的内容(主なもの)

種別	内容
身体的虐待	暴力的行為
	強制的行為・乱暴な扱い
	身体拘束
介護等放棄	必要とする医療・介護サービスの制限
	水分・食事摂取の放任
	入浴・排せ介助放棄
	劣悪な住環境で生活させる
心理的虐待	暴言・威圧・侮辱・脅迫
	無視・嫌がらせ

性的虐待	性行為の強要
	性的羞恥心を喚起する行為の強要
経済的虐待	年金・預貯金の無断使用
	必要な費用の不払い
	日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない
	不動産・有価証券などの無断売却

イ. 虐待の程度（深刻度）（表 40）

5段階評価で「3-生命・身体・生活に著しい影響」が34.6%と最も多く、次いで「1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等」が29.3%であった。一方、最も重い「5-生命・身体・生活に関する重大な危険」は7.8%であった。

表 40 虐待の程度（深刻度）

	人数	構成割合 (%)
1-生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	5,190	29.3
2	3,574	20.2
3-生命・身体・生活に著しい影響	6,113	34.6
4	1,424	8.1
5-生命・身体・生活に関する重大な危険	1,385	7.8
合計	17,686	100.0

(7) 被虐待高齢者の状況

ア. 性別及び年齢（表 41、表 42）

性別では「女性」が76.3%、「男性」が23.7%であり、女性が8割近くを占めていた。年齢階級別では「80～84歳」が24.4%と最も多かった。

表 41 被虐待高齢者の性別

男性	女性	合計
4,198 (23.7%)	13,488 (76.3%)	17,686 (100.0%)

表 42 被虐待高齢者の年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1,713	2,421	3,634	4,307	3,470	2,120	21	17,686
割合 (%)	9.7	13.7	20.5	24.4	19.6	12.0	0.1	100.0

イ. 被虐待高齢者の要介護認定の状況（表 43）

被虐待高齢者 17,686 人のうち、「要介護認定済み」が 11,982 人（67.7%）であった。

表 43 被虐待高齢者の要介護認定の状況

	人数	割合 (%)
要介護認定 未申請	4,631	26.2
要介護認定 申請中	576	3.3
要介護認定 済み	11,982	67.7
要介護認定 非該当（自立）	421	2.4
不明	76	0.4
合計	17,686	100.0

ウ. 要介護状態区分等（表 44～表 48）

要介護認定者 11,982 人における要介護状態区分は、「要介護 1」が 24.4%と最も多く、次いで「要介護 2」が 21.8%、「要介護 3」が 18.6%の順であった。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度Ⅱ以上の者は 71.7%（被虐待高齢者全体（17,686 人）の 48.6%）、要介護認定者の障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）A 以上の者は 70.6%であった。

表 44 要介護認定者の要介護状態区分

	人数	割合 (%)
要支援 1	854	7.1
要支援 2	981	8.2
要介護 1	2,925	24.4
” 2	2,608	21.8
” 3	2,234	18.6
” 4	1,514	12.6
” 5	828	6.9
不明	38	0.3
合計	11,982	100.0
(再掲)要介護3以上	(4,576)	(38.2)

表 45 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	人数	割合 (%)
自立または認知症なし	1,058	8.8
認知症日常生活自立度Ⅰ	2,096	17.5
”Ⅱ	4,161	34.7
”Ⅲ	3,034	25.3
”Ⅳ	875	7.3
”Ⅴ	201	1.7
認知症あるが自立度は不明	317	2.6
認知症の有無が不明	240	2.0
合計	11,982	100.0
(再掲)自立度Ⅱ以上(※)	(8,588)	(71.7)

(注)「認知症はあるが自立度は不明」には「自立度Ⅱ以上」の他「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

(※)自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、認知症はあるが自立度は不明の人数の合計

表 46 要介護認定者のうち障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）

	人数	割合 (%)
自立	451	3.8
日常生活自立度（寝たきり度）J	2,529	21.1
” A	4,945	41.3
” B	2,668	22.3
” C	851	7.1
不明	538	4.5
合計	11,982	100.0
(再掲)日常生活自立度（寝たきり度）A以上	(8,464)	(70.6)

表 47 要介護認定者の介護保険サービス利用状況

	人数	割合 (%)
介護保険サービスを受けている	9,772	81.6
過去に受けていたが虐待判断時点では受けていない	530	4.4
過去も含めて受けていない	1,602	13.4
不明	78	0.7
合計	11,982	100.0

表 48 要介護認定者の被虐待高齢者が利用する（していた）介護保険サービスの種類（複数回答）

	介護保険サービスを受けている		過去受けていたが虐待判断時点では受けていない		合計	
	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)	件数	割合 (%)
訪問介護	2,284	23.4%	120	22.6%	2,404	23.3%
訪問入浴介護	122	1.2%	5	0.9%	127	1.2%
訪問看護	1,104	11.3%	27	5.1%	1,131	11.0%
訪問リハビリテーション	222	2.3%	4	0.8%	226	2.2%
居宅療養管理・訪問診療	34	0.3%	0	0.0%	34	0.3%
デイサービス	6,158	63.0%	246	46.4%	6,404	62.2%
デイケア（通所リハ）	730	7.5%	42	7.9%	772	7.5%
福祉用具貸与等	1,671	17.1%	54	10.2%	1,725	16.7%
住宅改修	35	0.4%	13	2.5%	48	0.5%
グループホーム	42	0.4%	4	0.8%	46	0.4%
小規模多機能	308	3.2%	14	2.6%	322	3.1%
ショートステイ	1,221	12.5%	48	9.1%	1,269	12.3%
老人保健施設	109	1.1%	12	2.3%	121	1.2%
特別養護老人ホーム	66	0.7%	7	1.3%	73	0.7%
有料老人ホーム・特定施設	25	0.3%	2	0.4%	27	0.3%
介護療養型医療施設（介護医療院）	7	0.1%	0	0.0%	7	0.1%
複合型サービス	23	0.2%	1	0.2%	24	0.2%
定期巡回・随時訪問サービス	21	0.2%	1	0.2%	22	0.2%
その他	238	2.4%	17	3.2%	255	2.5%
詳細不明・特定不能	126	1.3%	22	4.2%	148	1.4%

（注） 割合は、表 47 の介護保険サービスを受けている（9,772 人）、過去に受けていたが虐待判断時点では受けていない（530 人）に対するもの。複数回答のため、回答数の合計は利用件数に一致しない。

表中の介護保険サービスは、虐待判断時点で被虐待高齢者が利用していたものであり、虐待が発生した介護保険サービスではない。

（8）虐待を行った養護者（虐待者）の状況

ア. 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況（表 49）

虐待者のみと同居している被虐待高齢者が 50.9%、虐待者及び他家族と同居している被虐待高齢者が 36.1%であり、86.9%の被虐待高齢者が虐待者と同居していた。

表 49 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況

	虐待者のみと同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明	合計
人数	9,001	6,376	2,153	142	14	17,686
割合 (%)	50.9	36.1	12.2	0.8	0.1	100.0

イ. 被虐待高齢者の家族形態（表 50）

未婚の子と同居している被虐待高齢者が 35.7%で最も多く、次いで夫婦のみ世帯の被虐待高齢者が 22.3%、子夫婦と同居している被虐待高齢者が 13.4%、配偶者と離別・死別等した子と同居している被虐待高齢者が 12.4%の順であった。

表 50 被虐待高齢者の家族形態

	単独世帯	夫婦のみ世帯	未婚の子と同居	配偶者と離別・死別等した子と同居	子夫婦と同居	その他	不明	合計
人数	1,302	3,941	6,306	2,197	2,377	1,533	30	17,686
割合 (%)	7.4	22.3	35.7	12.4	13.4	8.7	0.2	100.0

(注)「未婚の子」は配偶者がいたことのない子を指す。

ウ. 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄（表 51）

被虐待高齢者から見た虐待者の続柄は、「息子」が 39.9%と最も多く、次いで「夫」が 21.6%、「娘」が 17.7%の順であった。

なお、1件の虐待判断事例で虐待者が複数の場合があるため、虐待判断件数 17,249 件に対する虐待者の総数は 18,740 人であった。

表 51 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者(嫁)	娘の配偶者(婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人数	4,047	1,197	7,472	3,316	709	226	412	615	735	11	18,740
割合 (%)	21.6	6.4	39.9	17.7	3.8	1.2	2.2	3.3	3.9	0.1	100.0

エ. 虐待者の年齢（表 52）

虐待者の年齢は、「50～59歳」が 24.8%と最も多く、次いで「40～49歳」が 17.3%、60～69歳（「60～64歳」と「65～69歳」の合計）が 16.4%、70～79歳（「70～74歳」と「75～79歳」の合計）が 15.4%の順となっている。

表 52 虐待者の年齢

	40歳未満	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人数	1,436	3,246	4,645	1,553	1,522	1,404	1,485	1,441	734	231	1,043	18,740
割合 (%)	7.7	17.3	24.8	8.3	8.1	7.5	7.9	7.7	3.9	1.2	5.6	100.0

(9) 虐待の事実が認められた事例への対応状況

ア. 分離の有無（表 53）

虐待への対応として、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」が 50.0%を占めた。一方、「虐待者から分離を行った事例」は 27.8%、「虐待判断時点で既に分離状態の事例」は 12.5%であった。

表 53 虐待への対応策としての分離の有無

	人数	割合 (%)
虐待者から分離を行った事例	6,778	27.8
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	12,165	50.0
現在対応について検討・調整中の事例	575	2.4
虐待判断時点で既に分離状態の事例	3,038	12.5
その他	1,791	7.4
合計	24,347	100.0

(注) 虐待への対応には、平成 29 年度以前に虐待と認定して平成 30 年度に対応した 6,661 人を含むため、合計人数は平成 30 年度の虐待判断事例における被虐待高齢者 17,686 人と一致しない。

イ. 分離を行った事例の対応 (表 54)

分離を行った事例における対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が 32.3%と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が 17.2%、「やむを得ない事由等による措置」が 14.7%、「(上記以外の) 住まい・施設等の利用」14.1%の順であった。

「やむを得ない事由等による措置」を行った 998 人のうち 640 人 (64.1%) について面会を制限する措置が行われていた。

表 54 分離を行った事例の対応の内訳

	人数	割合 (%)
契約による介護保険サービスの利用	2,188	32.3
やむを得ない事由等による措置	998	14.7
うち、面会の制限を行った事例	(640)	(64.1)
緊急一時保護	715	10.5
医療機関への一時入院	1,166	17.2
上記以外の住まい・施設等の利用	953	14.1
虐待者を高齢者から分離(転居等)	414	6.1
その他	344	5.1
合計	6,778	100.0

ウ. 分離していない事例の対応の内訳 (表 55)

分離していない事例(経過観察(見守り)を除く。)における対応では、「養護者に対する助言・指導」が 53.1%と最も多く、次いで「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 26.8%であった。

※「経過観察(見守り)」は、3,133 人 (25.8%)

表 55 分離していない事例(経過観察(見守り)を除く。)対応の内訳(複数回答)

	人数	割合 (%)
養護者に対する助言・指導	6,459	53.1
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	331	2.7
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	952	7.8
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	3,262	26.8
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	613	5.0
その他	1,868	15.4

(注) 割合は、分離していない事例における被虐待高齢者 12,165 人に対するもの。複数回答のため、回答数の合計は分離していない事例における被虐待高齢者 12,165 人と一致しない。

エ. 権利擁護に関する対応（表 56）

成年後見制度の利用については、「利用開始済」が 929 人、「利用手続中」が 657 人であり、これらを合わせた 1,586 人のうち、市町村長申立の事例は 980 人（61.8%）であった。

一方、日常生活自立支援事業の利用は 340 人であり、うち成年後見制度利用手続中は 29 人であった。

表 56 成年後見制度の利用状況

	人数
成年後見制度利用開始済	929
成年後見制度利用手続中	657

(10) 虐待等による死亡事例

市町村が把握した養護者（※介護している親族を含む）による事例で、被養護者が 65 歳以上、かつ虐待等により死亡に至った事例について集計を行った。

ア. 事件形態及び被害者数（表 57）

「養護者のネグレクトによる被養護者の致死」及び「養護者の虐待（ネグレクトを除く）による被養護者の致死」がそれぞれ 5 人、「養護者による被養護者の殺人」が 4 人、「心中」が 1 人であった。

表 57 事件形態

	人数
養護者による被養護者の殺人	4
養護者の虐待（ネグレクトを除く）による被養護者の致死	5
養護者のネグレクトによる被養護者の致死	5
心中（養護者、被養護者とも死亡）	1
その他	6
合計	21

イ. 加害者の性別及び続柄（表 58）

加害者の性別は「男性」が 12 人（57.1%）、「女性」が 9 人（42.9%）であり、続柄は「息子」が 9 人（42.9%）、「妻」及び「娘」がそれぞれ 4 人（19.0%）であった。

表 58 被害者（被養護者）から見た加害者（養護者）の続柄

	夫	妻	息子	娘	兄弟姉妹	その他	合計
人数	1	4	9	4	2	1	21
割合（%）	4.8	19.0	42.9	19.0	9.5	4.8	100.0

ウ. 被害者の性別及び年齢（表 59）

被害者の性別は「男性」が 11 人（52.4%）、「女性」が 10 人（47.6%）であった。年齢は「75～79 歳」及び「85～89 歳」がそれぞれ 5 人（23.8%）、「70～74 歳」及び「90 歳以上」がそれぞれ 4 人（19.0%）、「80～84 歳」が 3 人（14.3%）であった。

表 59 被害者（被養護者）の年齢

	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	合計
人数	4	5	3	5	4	21
割合（%）	19.0	23.8	14.3	23.8	19.0	100.0

エ. 被害者の介護保険サービスの利用状況（表 60）

被害者の介護保険サービスの利用状況は、「介護保険サービスを受けている」が 11 人（52.4%）、「過去に受けていたが事件時点では受けていない」が 1 人（4.8%）、「過去も含めて受けていない」が 9 人（42.9%）であった。

表 60 介護保険サービス利用状況

	人数	割合（%）
介護保険サービスを受けている	11	52.4
過去に受けていたが事件時点では受けていない	1	4.8
過去も含めて受けていない	9	42.9
合計	21	100.0

3. 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成30年度末の状況を調査した。

項目ごとの実施率をみると、「虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言」が86.2%、「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」が84.9%、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が84.5%、「成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化」が81.8%と8割以上の市町村で実施されていた。

一方で、高齢者虐待防止ネットワークの構築のうち、「行政機関、法律関係者、医療機関等からなる『関係専門機関介入支援ネットワーク』の構築への取組」が50.1%、「介護保険サービス事業所等からなる『保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク』の構築への取組」が50.4%と半数程度にとどまっていた。

表 61 市町村における体制整備等に関する状況

(1,741市町村、平成30年度末現在)

(上：市町村数、下：割合(%))

		実施済	未実施	H29実施済
体制・ 施策 強化	高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (平成30年度中)	1,471 84.5	270 15.5	1,448 83.2
	地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修	1,337 76.8	404 23.2	1,308 75.1
	高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動	1,145 65.8	596 34.2	1,130 64.9
	独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成	1,199 68.9	542 31.1	1,159 66.6
	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言	1,500 86.2	241 13.8	1,473 84.6
	居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等	1,478 84.9	263 15.1	1,456 83.6
行政 機 関 連 携	成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化	1,424 81.8	317 18.2	1,415 81.3
	法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議	1,018 58.5	723 41.5	1,029 59.1
	老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整	1,244 71.5	497 28.5	1,233 70.8
ネ ッ ト ワ ー ク 構 築	民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	1,300 74.7	441 25.3	1,290 74.1
	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組	877 50.4	864 49.6	863 49.6
	行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組	872 50.1	869 49.9	869 49.9
法 の 周 知	居宅介護サービス事業者に法について周知	1,202 69.0	539 31.0	1,168 67.1
	介護保険施設に法について周知	1,125 64.6	616 35.4	1,066 61.2

(参考) 実施状況について

体制・ 施策強化	①対応窓口の周知 市町村や地域包括支援センター等が発行する広報誌やパンフレット、健康カレンダー、くらしのガイドブックなどに掲載し、全戸配布、ホームページ、各種研修会、住民向けの教室・出前講座、民生委員会議など、地域の実情に応じ、様々な方法で周知。関係課合同による虐待防止キャンペーンなど
	②関係者の研修 地域ケア会議、高齢者虐待防止研修会、関係機関ネットワーク会議、ケアマネジャー会議、民生委員、認知症サポーター養成、市民後見人養成研修、権利擁護研修など
	③住民への啓発活動 市町村や地域包括支援センターが発行する広報誌やパンフレット、各種研修会、住民向けの教室・出前講座、ホームページなど、地域の実情に応じ、様々な方法で周知
	④対応マニュアル等の作成 独自のマニュアルやフロー図、事例集等を作成。作成後、居宅サービス事業所及び施設等へ周知
	⑤虐待者（養護者）に対する相談、指導、助言 地域包括支援センターや介護支援専門員、その他関係機関と連携・協力を得て実施。虐待発生した場合、必ず分離後、ケース会議を開催し、虐待者・被虐待者、家族等を交えて検討
	⑥居宅において必要な福祉・保健医療サービスを利用していない高齢者の早期発見の取組や相談等例）セルフネグレクト、サービス拒否者に対して定期訪問を行い信頼関係がとれてからサービス導入への支援を実施 警察署と社会的弱者見守り連携協定書を締結し、セルフネグレクトなどの困難ケースについて、関係機関が情報を共有し、連携して支援に繋げる仕組みを構築
行政機関 連携	⑦成年後見制度の首長申立のための体制強化 相談機能の強化、関係組織との連携、法律専門職を含めた調整会議の開催、成年後見制度利用促進事業の活用、要綱の見直し、マニュアルの作成、コーディネーターの配置、市民後見人の育成など
	⑧警察署担当者との協議 虐待対応ネットワークに構成員として参加、担当者会議を定例開催、ケース毎に個別協議、事後対応の経過について情報共有するための打合せを定期的に行うなど
	⑨居室確保のための関係機関との調整 施設と協定締結、委託契約、協力要請。担当者会議を開催
ネット ワーク 構築	⑩「早期発見・見守りネットワーク」の構築 民生委員や地域包括支援センター、ボランティア協力員、警察、消防、企業などと連携協力し、見守りを中心としたネットワークを構築。定期に開催（ネットワークの名称、開催頻度は市町村により様々）
	⑪「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築 上記の機能を備えたネットワークを構築
	⑫「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築 上記の機能を備えたネットワークを構築、弁護士会・社会福祉士会と契約（高齢者虐待対応チーム）
法の 周知	⑬居宅介護サービス事業者への法の周知 事業者を対象とした集団指導、権利擁護研修において周知
	⑭介護保険施設への法の周知 施設を対象とした集団指導、権利擁護研修において周知

4. 都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について

都道府県における高齢者虐待防止対応のための体制整備等について、平成30年度の状況を調査した。

高齢者権利擁護等推進事業関連事業の実施状況をみると、「普及啓発（市町村職員等の研修）」は44都道府県（93.6%）で、「権利擁護相談窓口の設置」は36都道府県（76.6%）で実施済みであるが、「普及啓発（地域住民向けのシンポジウム等）」（実施済み13都道府県）、「身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催」（実施済み14都道府県）などは3割程度にとどまっていた。

表 62 都道府県における体制整備等に関する状況

（上：都道府県数、下：割合（%））

		実施済	未実施	H29実施済
高齢者権利擁護等推進事業関連	身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催	14	33	12
		29.8	70.2	25.5
	権利擁護推進員養成研修	27	20	27
		57.4	42.6	57.4
	看護職員研修	25	22	25
		53.2	46.8	53.2
	権利擁護相談窓口の設置	36	11	36
		76.6	23.4	76.6
	普及啓発（市町村職員等の研修）	44	3	41
		93.6	6.4	87.2
	普及啓発（地域住民向けのシンポジウム等）	13	34	12
		27.7	72.3	25.5
普及啓発（リーフレットの作成等）	19	28	15	
	40.4	59.6	31.9	
普及啓発（その他）	14	33	12	
	29.8	70.2	25.5	
権利擁護強化事業	7	40	7	
	14.9	85.1	14.9	
高齢者虐待防止シェルター確保事業	1	46	1	
	2.1	97.9	2.1	
上記補助事業以外の独自の取り組み	管内市町村等の通報・相談窓口一覧の周知（ホームページ等）	39	8	39
		83.0	17.0	83.0
	市町村のネットワーク構築支援、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報提供等	28	19	26
		59.6	40.4	55.3

5. クロス集計等分析結果表等

調査項目間の関連を分析するために、クロス集計した分析表は、以下のとおりである。

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

表 63 入所系施設における被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

認知症高齢者の日常生活自立度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
なし／自立／Ⅰ (n=48)	人数	15	4	19	6	14
	割合(%)	31.3	8.3	39.6	12.5	29.2
Ⅱ (n=116)	人数	61	25	40	5	6
	割合(%)	52.6	21.6	34.5	4.3	5.2
Ⅲ (n=279)	人数	180	59	55	13	10
	割合(%)	64.5	21.1	19.7	4.7	3.6
Ⅳ／Ⅴ (n=156)	人数	108	37	29	4	0
	割合(%)	69.2	23.7	18.6	2.6	0.0
合計 (n=599)	人数	364	125	143	28	30
	割合(%)	60.8	20.9	23.9	4.7	5.0

(注)「入所系施設」は、介護保険3施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。認知症の有無が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 64 入所系施設における被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係

要介護度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
要介護1以下 (n=59)	人数	24	6	16	5	13
	割合(%)	40.7	10.2	27.1	8.5	22.0
要介護2 (n=65)	人数	33	5	20	4	10
	割合(%)	50.8	7.7	30.8	6.2	15.4
要介護3 (n=170)	人数	98	42	41	7	7
	割合(%)	57.6	24.7	24.1	4.1	4.1
要介護4 (n=280)	人数	174	60	77	12	6
	割合(%)	62.1	21.4	27.5	4.3	2.1
要介護5 (n=227)	人数	149	53	51	9	2
	割合(%)	65.6	23.3	22.5	4.0	0.9
合計 (n=801)	人数	478	166	205	37	38
	割合(%)	59.7	20.7	25.6	4.6	4.7

(注)「入所系施設」は、介護保険3施設、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。要介護度が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 65 入所系施設における被虐待高齢者の寝たきり度と虐待種別の関係

寝たきり度		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
J 以下 (n=23)	人数	12	1	6	1	6
	割合 (%)	52.2	4.3	26.1	4.3	26.1
A (n=147)	人数	79	33	39	7	14
	割合 (%)	53.7	22.4	26.5	4.8	9.5
B (n=264)	人数	174	44	62	11	8
	割合 (%)	65.9	16.7	23.5	4.2	3.0
C (n=129)	人数	73	44	27	7	2
	割合 (%)	56.6	34.1	20.9	5.4	1.6
合計 (n=563)	人数	338	122	134	26	30
	割合 (%)	60.0	21.7	23.8	4.6	5.3

(注)「入所系施設」は、介護保険3施設、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。寝たきり度が不明のケースや施設等種別が「その他」のケースを除く。

表 66 施設種別ごとの虐待種別の関係

施設種別		虐待種別				
		身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
介護保険3施設 (n=468)	人数	281	120	110	25	4
	割合 (%)	60.0	25.6	23.5	5.3	0.9
GH・小規模多機能 (n=133)	人数	80	17	50	7	6
	割合 (%)	60.2	12.8	37.6	5.3	4.5
その他入所系 (n=250)	人数	144	31	66	8	29
	割合 (%)	57.6	12.4	26.4	3.2	11.6
居宅系 (n=76)	人数	28	10	25	10	15
	割合 (%)	36.8	13.2	32.9	13.2	19.7
合計 (n=927)	人数	533	178	251	50	54
	割合 (%)	57.5	19.2	27.1	5.4	5.8

(注)「その他入所系」は、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設をさす。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 66-2 施設種別ごとの虐待種別の関係（詳細）

		被虐待高 齢者数	虐待種別					虐待に該当す る身体拘束
			身体的 虐待	介護等 放棄	心理的 虐待	性的虐待	経済的 虐待	
特別養護老人ホーム	人数	385	222	113	83	20	3	78
	割合(%)	100.0	57.7	29.4	21.6	5.2	0.8	20.3
介護老人保健施設	人数	69	51	7	23	2	1	9
	割合(%)	100.0	73.9	10.1	33.3	2.9	1.4	13.0
介護療養型医療施設(介護医療院)	人数	14	8		4	3		4
	割合(%)	100.0	57.1	0.0	28.6	21.4	0.0	28.6
認知症対応型共同生活介護	人数	115	69	16	42	6	4	23
	割合(%)	100.0	60.0	13.9	36.5	5.2	3.5	20.0
有料老人ホーム	人数	194	120	24	53	6	10	72
	割合(%)	100.0	61.9	12.4	27.3	3.1	5.2	37.1
(内数)住宅型有料老人ホーム	人数	(100)	(64)	(15)	(25)	(2)	(5)	(47)
	割合(%)	(100.0)	(64.0)	(15.0)	(25.0)	(2.0)	(5.0)	(47.0)
(内数)介護付き有料老人ホーム	人数	(94)	(56)	(9)	(28)	(4)	(5)	(25)
	割合(%)	(100.0)	(59.6)	(9.6)	(29.8)	(4.3)	(5.3)	(26.6)
小規模多機能型居宅介護等	人数	18	11	1	8	1	2	2
	割合(%)	100.0	61.1	5.6	44.4	5.6	11.1	11.1
軽費老人ホーム	人数	8	6	6	1		1	
	割合(%)	100.0	75.0	75.0	12.5	0.0	12.5	0.0
養護老人ホーム	人数	20	3				17	1
	割合(%)	100.0	15.0	0.0	0.0	0.0	85.0	5.0
短期入所施設	人数	13	9		3	1		1
	割合(%)	100.0	69.2	0.0	23.1	7.7	0.0	7.7
訪問介護等	人数	22	10	4	1	1	7	8
	割合(%)	100.0	45.5	18.2	4.5	4.5	31.8	36.4
通所介護等	人数	47	15	6	22	9	5	2
	割合(%)	100.0	31.9	12.8	46.8	19.1	10.6	4.3
居宅介護支援等	人数	2	1				1	1
	割合(%)	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0
その他	人数	20	8	1	11	1	3	2
	割合(%)	100.0	40.0	5.0	55.0	5.0	15.0	10.0
合計	人数	927	533	178	251	50	54	203
	割合(%)	100.0	57.5	19.2	27.1	5.4	5.8	21.9

※施設・事業所種別の「その他」には、未届け有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、複合経営事業所等が含まれる。

表 67 虐待者の性別と介護従事者の性別の比較

		男性	女性	不明	合計
本調査での虐待者	人数	392	294	37	723
	割合(%)	54.2	40.7	5.1	100.0
介護従事者	人数	4,562	15,975	1,646	22,183
	割合(%)	20.6	72.0	7.4	100.0

(注)「介護従事者」は、介護労働安全センター『平成30年度介護労働実態調査』による。

表 68 虐待者の男女別年齢と介護従事者の男女別年齢の比較

○本調査での虐待者

		年齢				総計
		～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	
男性	人数	98	99	70	64	331
	割合(%)	29.6	29.9	21.1	19.3	100.0
女性	人数	41	43	44	121	249
	割合(%)	16.5	17.3	17.7	48.6	100.0
合計	人数	139	142	114	185	580
	割合(%)	24.0	24.5	19.7	31.9	100.0

(注) 年齢、性別は「不明」を除く。

○介護従事者

		年齢				総計
		～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳以上	
男性	割合(%)	14.9	37.7	30.2	17.2	100.0
女性	割合(%)	7.1	17.6	30.6	44.6	100.0

(資料) 介護労働安定センター『平成30年度介護労働実態調査』年齢、性別は「不明」を除く。

表 69 施設種別にみた虐待者の職種

	虐待者数 (人)	虐待者の職種						介護職 割合(%)	管理職、 施設長、 経営者等 割合(%)
		介護職	看護職	管理職	施設長	経営者・ 開設者	その他		
特別養護老人ホーム	239	227	2	1	4	0	5	95.0	2.1
介護老人保健施設	63	52	8	0	0	0	3	82.5	0.0
介護療養型医療施設(介護医療院)	10	8	1	0	0	0	1	80.0	0.0
認知症対応型共同生活介護	119	96	2	6	8	1	6	80.7	12.6
有料老人ホーム	172	138	9	6	11	3	5	80.2	11.6
(内数)住宅型有料老人ホーム	(72)	(52)	(2)	(5)	(7)	(3)	(3)	(72.2)	(20.8)
(内数)介護付き有料老人ホーム	(100)	(86)	(7)	(1)	(4)	(0)	(2)	(86.0)	(5.0)
小規模多機能型居宅介護等	20	14	3	2	0	0	1	70.0	10.0
軽費老人ホーム	4	2	0	1	1	0	0	50.0	50.0
養護老人ホーム	4	2	0	0	2	0	0	50.0	50.0
短期入所施設	13	9	0	0	1	1	2	69.2	15.4
訪問介護等	18	15	1	1	0	0	1	83.3	5.6
通所介護等	40	29	4	3	1	0	3	72.5	10.0
居宅介護支援等	1	1	0	0	0	0	0	100.0	0.0
その他	20	15	1	1	0	1	2	75.0	10.0
合計	723	608	31	21	28	6	29	84.1	7.6

※施設・事業所種別の「その他」には、未届け有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、複合経営事業所等が含まれる。

(2) 養護者による高齢者虐待

表 70 被虐待高齢者の要介護度と虐待種別の関係

要介護度		虐待種別				
		身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
要支援1 (n=854)	人数	594	92	423	9	145
	割合(%)	69.6	10.8	49.5	1.1	17.0
要支援2 (n=981)	人数	696	107	493	7	149
	割合(%)	70.9	10.9	50.3	0.7	15.2
要介護1 (n=2,925)	人数	1,999	547	1,148	16	516
	割合(%)	68.3	18.7	39.2	0.5	17.6
要介護2 (n=2,608)	人数	1,767	599	1,003	7	472
	割合(%)	67.8	23.0	38.5	0.3	18.1
要介護3 (n=2,234)	人数	1,463	600	732	10	404
	割合(%)	65.5	26.9	32.8	0.4	18.1
要介護4 (n=1,514)	人数	914	482	427	8	390
	割合(%)	60.4	31.8	28.2	0.5	25.8
要介護5 (n=828)	人数	476	296	180	5	180
	割合(%)	57.5	35.7	21.7	0.6	21.7
合計 (N=11,944)	人数	7,909	2,723	4,406	62	2,256
	割合(%)	66.2	22.8	36.9	0.5	18.9

(注) 要支援・要介護認定者から要介護度不明の 38 人を除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 71 被虐待高齢者の要介護度と虐待の程度（深刻度）の関係

要介護度		虐待の程度(深刻度)					合計
		深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
要支援1	人数	295	188	268	55	48	854
	割合(%)	34.5	22.0	31.4	6.4	5.6	100.0
要支援2	人数	329	204	306	75	67	981
	割合(%)	33.5	20.8	31.2	7.6	6.8	100.0
要介護1	人数	922	621	998	193	191	2,925
	割合(%)	31.5	21.2	34.1	6.6	6.5	100.0
要介護2	人数	743	547	967	195	156	2,608
	割合(%)	28.5	21.0	37.1	7.5	6.0	100.0
要介護3	人数	622	454	830	176	152	2,234
	割合(%)	27.8	20.3	37.2	7.9	6.8	100.0
要介護4	人数	389	285	570	141	129	1,514
	割合(%)	25.7	18.8	37.6	9.3	8.5	100.0
要介護5	人数	207	163	284	86	88	828
	割合(%)	25.0	19.7	34.3	10.4	10.6	100.0
合計	人数	3,507	2,462	4,223	921	831	11,944
	割合(%)	29.4	20.6	35.4	7.7	7.0	100.0

(注) 要支援・要介護認定者から要介護度不明の 38 人を除く。

表 72 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待種別の関係

認知症高齢者の日常生活自立度	虐待種別				
	身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
介護保険未申請・申請中・自立 (n=5,628)	人数 4,008	799	2,567	28	858
	割合(%) 71.2	14.2	45.6	0.5	15.2
要介護認定済み／認知症なし・自立度Ⅰ (n=3,154)	人数 2,171	454	1,490	24	565
	割合(%) 68.8	14.4	47.2	0.8	17.9
認知症自立度Ⅱ (n=4,161)	人数 2,770	913	1,581	20	789
	割合(%) 66.6	21.9	38.0	0.5	19.0
認知症自立度Ⅲ以上 (n=4,110)	人数 2,655	1,218	1,151	18	783
	割合(%) 64.6	29.6	28.0	0.4	19.1
合計 (N=17,053)	人数 11,604	3,384	6,789	90	2,995
	割合(%) 68.0	19.8	39.8	0.5	17.6

(注) 介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 73 被虐待高齢者の認知症の程度と虐待の程度（深刻度）の関係

認知症高齢者の日常生活自立度	虐待の程度(深刻度)					合計
	深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5	
介護保険未申請・申請中・自立	人数 1,623	1,102	1,853	500	550	5,628
	割合(%) 28.8	19.6	32.9	8.9	9.8	100.0
要介護認定済み／認知症なし・自立度Ⅰ	人数 1,016	666	1,046	227	199	3,154
	割合(%) 32.2	21.1	33.2	7.2	6.3	100.0
認知症自立度Ⅱ	人数 1,236	874	1,494	310	247	4,161
	割合(%) 29.7	21.0	35.9	7.5	5.9	100.0
認知症自立度Ⅲ以上	人数 1,059	823	1,535	356	337	4,110
	割合(%) 25.8	20.0	37.3	8.7	8.2	100.0
合計	人数 4,934	3,465	5,928	1,393	1,333	17,053
	割合(%) 28.9	20.3	34.8	8.2	7.8	100.0

(注) 介護保険申請状況、認知症の有無・程度が不明のケースを除く。

表 74 被虐待高齢者の寝たきり度と虐待種別の関係

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)	虐待種別				
	身体的虐待	放棄放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
自立 (n=451)	人数 338	53	206	2	68
	割合(%) 74.9	11.8	45.7	0.4	15.1
J (n=2,529)	人数 1,754	372	1,099	20	439
	割合(%) 69.4	14.7	43.5	0.8	17.4
A (n=4,945)	人数 3,411	1,013	1,882	24	822
	割合(%) 69.0	20.5	38.1	0.5	16.6
B (n=2,668)	人数 1,645	816	864	8	603
	割合(%) 61.7	30.6	32.4	0.3	22.6
C (n=851)	人数 451	355	165	8	216
	割合(%) 53.0	41.7	19.4	0.9	25.4
合計 (N=11,444)	人数 7,599	2,609	4,216	62	2,148
	割合(%) 66.4	22.8	36.8	0.5	18.8

(注) 介護保険申請状況、寝たきり度が不明のケースを除く。虐待種別は複数回答形式で集計。

表 75 被虐待高齢者の寝たきり度と虐待の程度（深刻度）の関係

障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)	虐待の程度(深刻度)					合計	
	深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5		
自立	人数	150	87	160	24	30	451
	割合(%)	33.3	19.3	35.5	5.3	6.7	100.0
J	人数	810	559	843	172	145	2,529
	割合(%)	32.0	22.1	33.3	6.8	5.7	100.0
A	人数	1,475	1,068	1,745	366	291	4,945
	割合(%)	29.8	21.6	35.3	7.4	5.9	100.0
B	人数	680	507	1,009	252	220	2,668
	割合(%)	25.5	19.0	37.8	9.4	8.2	100.0
C	人数	199	149	326	77	100	851
	割合(%)	23.4	17.5	38.3	9.0	11.8	100.0
合計	人数	3,314	2,370	4,083	891	786	11,444
	割合(%)	29.0	20.7	35.7	7.8	6.9	100.0

(注) 介護保険申請状況、寝たきり度が不明のケースを除く。

表 76 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と相談・通報者の関係

	介護専門員	介護保険事業所職員	医療従事者	近隣住民・知人	民生委員	被虐待者本人	家族・親族	自身虐待者	当該市町村行政職員	警察	その他	
介護保険サービスを受けている (n=9,772)	人数	5,777	1,170	348	232	152	322	562	185	440	661	654
	割合(%)	59.1	12.0	3.6	2.4	1.6	3.3	5.8	1.9	4.5	6.8	6.7
過去に受けていたが虐待判断時点では受けていない (n=530)	人数	172	30	83	19	16	42	55	14	52	57	61
	割合(%)	32.5	5.7	15.7	3.6	3.0	7.9	10.4	2.6	9.8	10.8	11.5
過去も含めて受けていない (n=1,602)	人数	238	55	230	79	69	182	216	78	145	271	189
	割合(%)	14.9	3.4	14.4	4.9	4.3	11.4	13.5	4.9	9.1	16.9	11.8
合計 (n=11,904)	人数	6,187	1,255	661	330	237	546	833	277	637	989	904
	割合(%)	52.0	10.5	5.6	2.8	2.0	4.6	7.0	2.3	5.4	8.3	7.6

(注) 要介護認定者を対象に集計。介護保険サービス利用状況が不明のケースを除く。相談・通報者は複数回答形式で集計。

表 77 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と分離保護対応の関係

	被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	被虐待者と虐待者を分離していない事例	現在対応について検討・調整中の事例	虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居、入院、入所等)	その他	総計
介護保険サービスを受けている	人数	2,786	5,341	278	1,188	9,772
	割合(%)	28.5	54.7	2.8	12.2	100.0
過去に受けていたが虐待判断時点では受けていない	人数	175	181	20	145	530
	割合(%)	33.0	34.2	3.8	27.4	100.0
過去も含めて受けていない	人数	583	711	41	240	1,602
	割合(%)	36.4	44.4	2.6	15.0	100.0
合計	人数	3,544	6,233	339	1,573	11,904
	割合(%)	29.8	52.4	2.8	13.2	100.0

(注) 要介護認定者を対象に集計。介護保険サービス利用状況が不明のケースを除く。

表 78 被虐待高齢者における介護保険サービスの利用状況と虐待の程度（深刻度）の関係

介護保険サービスの利用	虐待の程度(深刻度)					合計	
	深刻度1	深刻度2	深刻度3	深刻度4	深刻度5		
介護保険サービスを受けている	人数	2,922	2,068	3,429	733	620	9,772
	割合(%)	29.9	21.2	35.1	7.5	6.3	100.0
過去に受けていたが虐待判断時点では受けていない	人数	130	87	219	41	53	530
	割合(%)	24.5	16.4	41.3	7.7	10.0	100.0
過去も含めて受けていない	人数	423	305	565	148	161	1,602
	割合(%)	26.4	19.0	35.3	9.2	10.0	100.0
合計	人数	3,475	2,460	4,213	922	834	11,904
	割合(%)	29.2	20.7	35.4	7.7	7.0	100.0

(注) 要介護認定者を対象に集計。介護保険サービス利用状況が不明のケースを除く。

表 79 虐待者の続柄と同居・別居の関係

虐待者続柄	同居・別居の関係					合計	
	虐待者とのみ同居	虐待者及び他家族と同居	虐待者と別居	その他	不明		
夫	人数	2,862	1,011	52	12	4	3,941
	割合(%)	72.6	25.7	1.3	0.3	0.1	100.0
妻	人数	732	303	34	3		1,072
	割合(%)	68.3	28.3	3.2	0.3	0.0	100.0
息子	人数	3,396	2,419	978	44	7	6,844
	割合(%)	49.6	35.3	14.3	0.6	0.1	100.0
娘	人数	1,162	1,205	499	28	3	2,897
	割合(%)	40.1	41.6	17.2	1.0	0.1	100.0
息子の配偶者(嫁)	人数	19	369	47			435
	割合(%)	4.4	84.8	10.8	0.0	0.0	100.0
娘の配偶者(婿)	人数	8	103	17	1		129
	割合(%)	6.2	79.8	13.2	0.8	0.0	100.0
兄弟姉妹	人数	180	67	95	6		348
	割合(%)	51.7	19.3	27.3	1.7	0.0	100.0
孫	人数	93	291	75	6		465
	割合(%)	20.0	62.6	16.1	1.3	0.0	100.0
その他	人数	233	127	205	21		586
	割合(%)	39.8	21.7	35.0	3.6	0.0	100.0
不明	人数	3	4	1			8
	割合(%)	37.5	50.0	12.5	0.0	0.0	100.0
複数虐待者	人数	313	477	150	21		961
	割合(%)	32.6	49.6	15.6	2.2	0.0	100.0
合計	人数	9,001	6,376	2,153	142	14	17,686
	割合(%)	50.9	36.1	12.2	0.8	0.1	100.0

(注) 虐待者の続柄は、被虐待高齢者からみたものであり、被虐待高齢者 1 人に対して虐待者が複数いる場合は「複数虐待者」とした。

表 80 虐待者の続柄と年齢の関係

虐待者続柄	虐待者の年齢						
	40歳未満	40-49歳	50-59歳	60-64歳	65-69歳	70-74歳	
夫	人数	0	7	14	49	329	671
	割合(%)	0.0	0.2	0.3	1.2	8.1	16.6
妻	人数	3	10	49	74	149	267
	割合(%)	0.3	0.8	4.1	6.2	12.4	22.3
息子	人数	590	2,016	2,863	871	574	153
	割合(%)	7.9	27.0	38.3	11.7	7.7	2.0
娘	人数	227	882	1,311	343	197	84
	割合(%)	6.8	26.6	39.5	10.3	5.9	2.5
その他	人数	616	331	408	216	273	229
	割合(%)	22.7	12.2	15.1	8.0	10.1	8.5
合計	人数	1,436	3,246	4,645	1,553	1,522	1,404
	割合(%)	7.7	17.3	24.8	8.3	8.1	7.5

虐待者続柄	虐待者の年齢					合計	
	75-79歳	80-84歳	85-89歳	90歳以上	不明		
夫	人数	998	1,096	604	198	81	4,047
	割合(%)	24.7	27.1	14.9	4.9	2.0	100.0
妻	人数	280	233	83	13	36	1,197
	割合(%)	23.4	19.5	6.9	1.1	3.0	100.0
息子	人数	17	7	1	0	380	7,472
	割合(%)	0.2	0.1	0.0	0.0	5.1	100.0
娘	人数	12	3	0	0	257	3,316
	割合(%)	0.4	0.1	0.0	0.0	7.8	100.0
その他	人数	178	102	46	20	289	2,708
	割合(%)	6.6	3.8	1.7	0.7	10.7	100.0
合計	人数	1,485	1,441	734	231	1,043	18,740
	割合(%)	7.9	7.7	3.9	1.2	5.6	100.0

(3) 市町村における高齢者虐待防止対応のための体制整備等と相談・通報件数及び虐待判断件数との関係

①取組項目分類

14 項目の取組項目について、関連性の高い3グループに分類。

表 81 取組項目の分類

グループ	取組項目
体制・施策強化等	虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言 セルフネグレクト状態にある高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等 老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保のための関係機関との調整 高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知(調査対象年度中) 成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・役場内の体制強化 法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担当者との協議 高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民への啓発活動(調査対象年度中) 独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成 地域包括支援センター等の関係者へ的高齢者虐待に関する研修(調査対象年度中)
ネットワーク	介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス介入支援ネットワーク」の構築への取組 行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関介入支援ネットワーク」の構築への取組 民生委員、住民、社会福祉協議会等からなる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組
法の周知	居宅介護サービス事業者に法について周知(調査対象年度中) 介護保険施設に法について周知(調査対象年度中)

②取組状況による市町村の分類

①で分類した類似の取組項目の3グループごとに、その取組項目が行われている数の平均以上または平均以下の組み合わせにより、次の8グループに分類した。

- G 1 : 取組項目の3グループのすべてが平均以下のグループ
- G 2 : 取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」、「ネットワーク」が平均以下で、「周知・啓発・教育」が平均以上のグループ
- G 3 : 取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」、「周知・啓発・教育」が平均以下で、「ネットワーク」が平均以上のグループ
- G 4 : 取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」が平均以下で、「ネットワーク」、「周知・啓発・教育」が平均以上のグループ
- G 5 : 取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」が平均以上で、「ネットワーク」、「周知・啓発・教育」が平均以下のグループ
- G 6 : 取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」、「周知・啓発・教育」が平均以上で、「ネットワーク」が平均以下のグループ
- G 7 : 取組項目の3グループのうち、「体制・施策強化等」、「ネットワーク」が平均以上で、「周知・啓発・教育」が平均以下のグループ
- G 8 : 取組項目の3グループのすべてが平均以上のグループ

表 82 取組状況による市町村分類

取組状況による市町村分類	市町村数	構成比 (%)	因子ごとの取組数			市町村の概況		
			体制・施策強化等	ネットワーク	周知・啓発・教育	人口 (平均値)	高齢化率 (平均値) (%)	地域包括あたり高齢者人口 (平均値)
G1 (すべて平均以下)	321	18.4	▼	▼	▼	18,915人	35.5%	4,562人
G2	135	7.8	▼	▼	△	36,224人	35.0%	4,692人
G3	117	6.7	▼	△	▼	27,746人	35.1%	4,843人
G4	77	4.4	▼	△	△	50,766人	35.7%	4,234人
G5	109	6.3	△	▼	▼	47,848人	33.8%	8,634人
G6	226	13.0	△	▼	△	85,492人	33.1%	7,531人
G7	108	6.2	△	△	▼	58,045人	32.6%	7,907人
G8 (すべて平均以上)	648	37.2	△	△	△	120,873人	32.3%	8,199人

(注) △はグループの取組項目が市町村全体の平均以上、▼はグループの取組項目が市町村全体の平均値以下をさす。

③取組の 8 グループと相談・通報件数の関係

取組の 8 グループごとに、高齢者人口比当たりの相談・通報件数がなし、件数中央値未満、件数中央値以上の関係を分析。

表 83 8 グループにおける相談・通報件数の状況

		相談・通報件数の分布			合計
		通報なし	通報あり・件数 中央値未満	通報あり・件数 中央値以上	
G1	市町村数	116	97	108	321
	割合 (%)	36.1%	30.2%	33.6%	100.0%
G2	市町村数	43	47	45	135
	割合 (%)	31.9%	34.8%	33.3%	100.0%
G3	市町村数	36	38	43	117
	割合 (%)	30.8%	32.5%	36.8%	100.0%
G4	市町村数	37	16	24	77
	割合 (%)	48.1%	20.8%	31.2%	100.0%
G5	市町村数	7	44	58	109
	割合 (%)	6.4%	40.4%	53.2%	100.0%
G6	市町村数	20	77	129	226
	割合 (%)	8.8%	34.1%	57.1%	100.0%
G7	市町村数	9	32	67	108
	割合 (%)	8.3%	29.6%	62.0%	100.0%
G8	市町村数	63	188	397	648
	割合 (%)	9.7%	29.0%	61.3%	100.0%
合計	市町村数	331	539	871	1,741
	割合 (%)	19.0%	31.0%	50.0%	100.0%

④取組の 8 グループと虐待判断件数の関係

取組の 8 グループごとに、高齢者人口比当たりの虐待判断件数がなし、件数中央値未満、件数中央値以上の関係を分析。

表 84 8 グループにおける虐待判断件数の状況

		虐待判断件数の分布			合計
		虐待なし	虐待あり・件数 中央値未満	虐待あり・件数 中央値以上	
G1	市町村数	146	55	120	321
	割合 (%)	45.5%	17.1%	37.4%	100.0%
G2	市町村数	60	29	46	135
	割合 (%)	44.4%	21.5%	34.1%	100.0%
G3	市町村数	49	28	40	117
	割合 (%)	41.9%	23.9%	34.2%	100.0%
G4	市町村数	47	7	23	77
	割合 (%)	61.0%	9.1%	29.9%	100.0%
G5	市町村数	18	37	54	109
	割合 (%)	16.5%	33.9%	49.5%	100.0%
G6	市町村数	38	63	125	226
	割合 (%)	16.8%	27.9%	55.3%	100.0%
G7	市町村数	16	23	69	108
	割合 (%)	14.8%	21.3%	63.9%	100.0%
G8	市町村数	94	160	394	648
	割合 (%)	14.5%	24.7%	60.8%	100.0%
合計	市町村数	468	402	871	1,741
	割合 (%)	26.9%	23.1%	50.0%	100.0%